

Vol.12 OCT 2012

The Journal of General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare

一般社団法人

日本美容福祉学会誌

| 特集 |

第12回 学術集会

その人らしい生き方と美容福祉



一般社団法人 日本美容福祉学会誌 Vol. 12 OCT 2012

特集「第 12 回学術集会」

その人らしい生き方と美容福祉

○日 時 2012(平成 24)年 10 月 30 日 12:00～16:00
○会 場 山野美容芸術短期大学



主催 一般社団法人・日本美容福祉学会
後援 学校法人・山野学苑
NPO 全国介護美容福祉協会

目 次

開会にあたってのメッセージ	山野 正義 一般社団法人・日本美容福祉学会理事長	3
第 12 回学術集会開会の意義——開会あいさつ	木村 康一 一般社団法人・日本美容福祉学会理事	4
基調講演 「その人らしい生き方と美容福祉」	井手添敬子・特定非営利活動法人「楽」理事長、福祉美容師	5
特別報告 「訪問理美容に係る法規等の現状と課題」	北村 秀敏・一般社団法人・日本美容福祉学会事務局長	13
<研究発表> 座長＝大西典子、副座長＝荒井典子		
① 会話分析から見た女性高齢者への美容効果	鈴木忠慶、五十嵐由樹、杉浦哲朗 山野医療専門学校	18
② 腸内環境改善による肌質の改善効果	貴家 康尋 (株) ビーアンドエス・コーポレーション	21
<事例報告>		
① ボランティア活動を通じて	町田 貴史 山野美容専門学校	25
② 重症心身障害者施設における美容の取り組みと今後の展望	古山 智 島田療育センター 荒井 典子 山野美容芸術短期大学 濱田 清吉 ヤマザキ学園大学	27
③ 62 歳で美容師に、そして美容福祉師に	伊藤 徳子 美容福祉師、NPO 全国介護理美容福祉協会登録美容師	29
④ 地域密着の美容福祉活動	森 欣也 美容室「はたる」、NPO 全国介護理美容福祉協会登録美容師	33
⑤ 15 年間の美容福祉実践の成果と課題	安立 英雅 福祉移動美容室 株式会社シルバーサポート	36
⑥ 介護施設におけるファッションショー	小貫 紘子 グループホーム「しらかば」家族、元小規模多機能ホーム旭ヶ丘職員	39
<資料>		
① 一般社団法人・日本美容福祉学会 設立から現在までの活動実績		49
② 一般社団法人・日本美容福祉学会定款		55
③ NPO 全国介護理美容福祉協会定款		61

開会にあたってのメッセージ

山野 正義 一般社団法人・日本美容福祉学会理事長

ミシュランから三ツ星観光地と評価された高尾山を含む東京都で最大の八王子市（186.31 km²）に、学校法人・山野学苑が、美容芸術を追究する山野美容芸術短期大学を創設したのは1992年です。そして1999年、日本で初めて「美容福祉」を教育テーマに「美容福祉学科」を開設しました。

山野学苑の美容教育の原点が、山野美容専門学校所在地である代々木であるように、「美容福祉」の出発点は山野美容芸術短期大学がある八王子です。その歴史的な意義がある八王子の山野美容芸術短期大学で開催される第12回学術集会開催にあたり、学務にて出張中のため、メッセージを贈ります。



社会の原点は、すべての人々が、人間らしい尊厳を持って生きることが出来る環境を整えることにあります。周知のように、美容福祉学科の開設で「教育」からスタートした「美容福祉」は、一般社団法人・日本美容福祉学会での「研究」、NPO 全国介護美容福祉協会での「実践」によって、高齢社会における新しい人生の創造にとって不可欠な位置づけになってきています。さらに「美容福祉」は高齢社会における諸問題を学際的・総合的に追究する「ジェロントロジー」の一分野であることが、昨年（2011年）の第11回学術集会で理論的・実践的に確認されてきています。そうした立場から山野学苑では、2012年度から山野美容専門学校で「ジェロントロジー」を必修授業として開講いたしました。年内に発行する本学会と山野学苑が共同編集した「美容福祉とジェロントロジー」と題したテキストをぜひご覧になっていただき、理解を深めていただきたいと思います。

一方、目を転じるとこの一年、日本と一衣帯水の隣国・韓国と中国との間で領土問題をめぐって緊張関係が高まり、アメリカ大統領選、ヨーロッパ経済危機、中東の戦火など、世界情勢は激動しています。日本では、3年前に「国民の生活が第一」を掲げて実現した民主党政権は混迷を深め、3.11 東日本大震災の復興が進まないばかりか、外交面では世界における日本の存在感がますます薄くなってきています。

このように内外の情勢は激動していますが、「美容福祉」は、人類の進むべき将来を照らす確かな目標であると確信しています。

本日の第12回学術集会が、そうした壮大な展望をお互いに確認することが出来る機会となることを心から願って、開会にあたってのメッセージといたします。

第 12 回学術集会開会の意義——開会あいさつ

木村 康一（きむら・こういち）

一般社団法人・日本美容福祉学会理事

山野美容芸術短期大学副学長



只今より一般社団法人 日本美容福祉学会 第 12 回学術集会を開会いたします。

私は、一般社団法人・日本美容福祉学会理事、山野美容芸術短期大学副学長・教員をしております木村康一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたり、山野正義学会理事長より、ごあいさつを予定しておりましたが、昨年の学会でもお世話になりました、南カリフォルニア大学ジェロントロジー学部の学部長がこの度、代わられました。理事長はその関連行事に招聘されて現在渡米しておりますので、私よりごあいさつ申し上げ、引き続き、司会・進行を務めてまいります。

本日は、特定非営利活動法人「楽」の理事長をお勤めでありますとともに、美容師でもいらっしゃいます井手添敬子先生に、日ごろの美容福祉の実践を基にされた基調講演を行っていただきます。テーマは「その人らしい生き方と美容福祉」です。

引き続き、学校法人山野学苑公開講座「美容福祉技術講習教室」講師であり、山野学苑法人事務局長でもあります北村秀敏先生より、「訪問理美容にかかわる法規等の現状と展望」と題した特別報告を予定しております。訪問理美容におきまして、お客様への施術の際に知っておくべき法規等がございます。それら法規等への理解をともに深めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本学会は平成 11 年に発足して以来、「美容にはすべての人の生きるに貢献できる力がある。」という考え方を大切にしていまいりました。すべての人とは性・年齢を超えて、はもちろんのこと、生活に支援の必要な方も対象とすることを意味しています。そして生活に支援の必要な方へのアプローチは、介護の専門家からのアプローチも、美容の専門家からのアプローチもありうるという立場で、活動を行ってまいりました。そんな中、昨年は東北地方を中心に大震災が起きました。本日ご参加されている皆様の中にも、被災地でのボランティアにかかわられた方も多いと思います。私も 2 度ほど、美容ボランティアにかかわらせていただきました。そうした経験を通して、「すべての人」の対象者には被災された方々も十分に含まれるのだということを痛感いたしました。美容には「すべての人」の、そしていかなる状況においても、その方々の「生きる」に貢献できるということを強く自覚した次第です。本日の発表の中には、そうしたボランティアの経験を基にした事例報告もございます。ぜひ皆さんと共有していきたいと思います。

それでは、本日の学術集会でご講演、ご発表される方々、そしてご参加いただいている「すべての方々」にとりまして、有意義な会となりますことを祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

その人らしい生き方と美容福祉

井手添 敬子（いでぞえ・けいこ）

特定非営利活動法人「楽」理事長

福祉美容師

「美容福祉」との出会い

それは平成18年秋、わたくしが交通事故で3ヵ月に及ぶ入院生活の中での事でした。

外傷はほぼ無かったものの、頸椎捻挫・右手首圧迫骨折等により洗髪・入浴が出来ず、暫くして「どうにかして洗髪がしたい」と思い、担当医・看護師さんに伺いつつ、ようやく「ドライシャンプーなら良いでしょう。」と言われ、喜んでトライしてみました。ところが、全く気持ちが良くありません。それどころか不快感が増しただけの代物でした。



宇宙の「月」にさえ降り立つ時代になったというのに、この現実は何だろう？ と美容師なら当然思う違和感が始まりでした。そして、介助付きながらシャワー浴を許可され、髪をシャンプー出来た時の爽快感は忘れられません。「これで治った」と思える程でした。

ただ現実には厳しく、3ヵ月に及ぶ入院生活を過ごす中で、如何に“美”の部分が置いて行かれているかについて、身を持って体感する事となりました。

ある時期、ADLも滞り、非常にメンタル的にもネガティブな状態になり「もう美容師は辞めようと思います」と言葉にした時、担当医2人から「過去を捨てるのではなく、肯定する生き方を選びなさい」とアドバイス戴きました。

そして、病室でぼんやり「美容と福祉」を検索している時、山野美容短大で「美容福祉」という新しくかつ画期的な取り組みを行っている事を知りました。

サロン美容師としての過去～福祉美容師へ

過去、わたくしは若くして19歳からコンテストとして数々のコンクールで優勝を手にしておりました。県大会2年連続優勝・中国5県大会も2年連続優勝、そして宮崎での全国大会で2位となりました。そして1996年にはワシントンDCで開催された世界大会にもナショナルチームの一員として個人部門でエントリーして、総合で銀メダルを得ました。

そんな過去を持つわたくしにとって、懐かしい山野の名前と共に敬愛する愛子先生が、同じように入院生活での美容に非常にご不満を持たれていた事が「美容福祉」の原点である事を知り、大変前向きな気持ちになりました。

そして、これこそが“わたくしがこれからのミッションとして取り組む方向”と位置づけ新しい生き方となりました。

全ての経験は無駄にならない。無駄にしない

美容師として、技術の世界では一度世界の頂点を観た自分でしたが、そこには既に求めるものは無く、何かしら物足りなさを感じながら3店舗のサロンワークとブライダル事業等を日々忙しくこなしている中での出来事・ターニング・ポイントでした。

そして、様々な試行錯誤が始まりましたが、その中で退院後のリハビリとして、障がいのある方々が集ってお仕事をされる作業所へボランティアとして参加させて頂きました。その傍らで、山野学苑で行われている日本美容福祉学会が主催する「美容福祉技術講習」を受講し、これこそこれからの日本に必ず必要とされる美容の新しいポジションだと直感致しました。

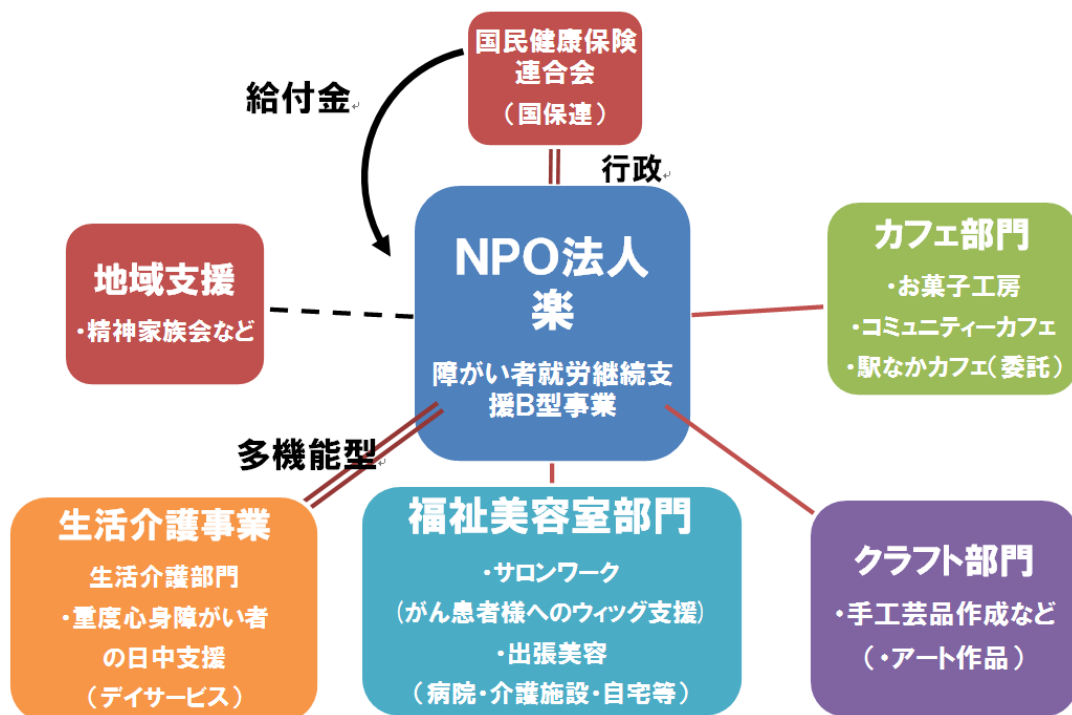
受講中、今でも大切に保管されている“愛子先生の病床ベッド”に触らせて頂いた時、この分野を必ず確立して行こう。と心に誓ったのでした。

日本美容福祉学会主催の学術集会も公聴させて頂き、段々と自分の進むべき道が定まって来ました。

それと共に様々な紆余曲折・思わない事が重なって、ボランティアで関わっていた小規模作業所が行政の指導を受け、法人格を取得しなければならない事となり、全く未知なる世界へと入っていく事になりました。

NPO 法人取得と施設立ち上げへの挑戦—新しいスキーム創造

交通事故の後遺症である痛みとの戦いの日々でもありましたが、その中で“福祉現場に美を”と思う一念と、障がい者様の QOL を改善する事で就労支援の現場が如何に変わって行くのかを自分の手で創り上げたいという思いで、まさに NPO 法人格取得への書類作成のために用語一文字からの挑戦が始まりました。



新しいスキーム創造です。既成概念にとらわれる事無く、福祉現場に美とアートを取り入れる試み（アウトサイダー・アート展の開催）更に就労継続支援として、日本で始めて福祉美容室のサロンで障がい者様・高齢者様に優しいサロン創りを工夫し、お客様として迎え、そしてそこで生まれるお仕事を（タオル洗い・干し・畳み・ロット洗い・ケープ洗い等々）就労として障がい者様に担って頂く事でお給料を支払って差し上げる事が出来ます。



しっかりと就労を支援する事で、職員給与及び経費として行政から給付金が頂けるというスキームなのです。更に美容室のみならず隣には、同様にアート作品も飾りながら、様々な方を受け入れるコミュニティー・カフェも併設致しました。

これらの施設で、NPOの使命として「そこで得た純利益をご利用者様に（施設と契約された登録のある障がい者様）配分する。」というスキームです。

この新たな取り組みが『鳥取型』としてのこだわりの一つでした。そして、NPOの法人格を、慣れない膨大な書類との格闘を経て取得。引き続き施設認定を受ける為に、更に難解な行政書類との格闘の日々が続きました。

次に施設を創る為に、県庁から「基盤整備基金」として建物改装に2千万円、備品に5百万円という多額の補助金（返さなくても良い）を頂戴するために、不眠不休の膨大な書類と行政機関とのパソコンでのやり取りが続きました。時には県庁へ自分のパソコンを持ち込んで「直す所があれば、ここで直します」という必死さでした。勿論、プレゼンテーションも行い、様々な方向から質疑応答も受けました。

慣れない事ばかりで、普通に美容師をしていたのでは、全く経験する事の無い世界でしたから、戸惑いと共に、猛烈なスピードで学び、様々な事を決断して行かなければなりませんでした。

努力は実を結び、補助金は満額頂戴し、中古の民家二棟を「福祉美容室」と「コミュニティー・カフェ」「生活介護」の多機能型として改装。平行してこれまた非常に難解な、事業指定も受ける為の書類と格闘し、2年掛かりでようやく新しい取り組みがスタートしました。

ここまで来るにも、思い返すに本当に色々な方々のご支援がございました。本当に一人では、乗り越える事さえ困難な事ばかりでしたが、そこで学んだ大切な事の一つは「行政も人なり」という事です。

馴染みの無い行政機関でしたが、本当にこちらの熱意と実行力を認めて頂ければ、皆

様は、厳しいながらもきちんと向き合って評価しご指導して下さいました。

これには、本当にどれくらい感謝しても足りない位です。施設運営が始まってからも、正直素人集団でのスタートでしたので、困難は筆舌に尽くせない程ございました。



福祉美容の活動開始と現実……クオリティーの高い施術を目指して

美容福祉に関しては、わたくしの理念と共にきちんと書面にし、総合病院・施設向けに作成した「契約書・ご提案書」を持ち、日々自分の足で病院理事長や統括責任者さんと面談を重ね、ほぼ主立った総合病院と契約を交わす事が出来ました。

介護施設様は、ケース・バイ・ケースの所が多いですが、同様にかかなりの数の施設をお受けしております。

特に、温泉リハビリ療法で有名な『社団法人・鳥取県中部医師会立・三朝温泉病院』と、ホスピス病棟を持つ『社会医療法人・仁厚会・藤井政雄記念病院』は、非常に良好な関係と共に、わたくし達・福祉美容師でなければ出来ないスキルでお仕事させて戴いております。

これには、学んだ基本を元に実践を積み重ねて行く地道な努力と姿勢が大切だと思います。何より、医療現場に入る我々は、きちんとした知識に裏付けされたセオリーと共に携帯する器具・用具にまで配慮し、如何なる現場にも対応出来る準備を試行錯誤しながら構築して行く努力も必要でした。

現場を汚さない事は勿論、病院・施設の職員の手を煩わせない工夫、如何に安心して患者様・ご利用者様を委ねて戴けるかに苦心致しました。これには、自分自身が経験した長い入院生活が役に立ちました。

何処の病院・施設でも十分な人員配置は難しい現状です。そこで守らなければならないのは、それぞれに違う看護・介護現場に合わせた柔軟な施術を如何に速やかに行うか。という事です。病院に於いては医師・看護師とも良好な関係性を築いて行かねばなりません。信頼関係が生まれてこそ、難易度の高い患者様を委ねて頂ける様になります。

わたくしが目指す美容福祉と『福祉理美容室・整容室』の必要性

鳥取県では、2年前から条例により出張理美容に関し【出張理美容確認証】が携帯必要となりました。管轄行政機関の一定の水準（ライセンス・携帯備品・消毒用具等の検査）をクリアしなければ交付されません。病院・施設に出張する時は、必ず提示

し確認されます。

これから目指すのは病院・施設、全てに理美容室を設置して戴く事、そしてそこには必ず美容福祉を学んだ高いスキルを持つ福祉理美容師を配置する事、そしてそれが患者様・ご利用者様の QOL 向上に役立つものである事を実証し、必須として行きたいのです。

様々な病院・施設を巡る中で、やはりハード面での遅れを痛感致しました。多分、今では新しい施設・病院等ではかなり改善されていると信じていたのですが・・

ほとんどの病院・施設では、暗い廊下の隅など、本当にカットするだけでも大変な場所で施術している現状を何とかしたい！という所からのスタートでした。比較的、ハード面が整備されているホスピスでも専用のお部屋はありません。（喫煙室はあります）

先ず目指すは『理美容室・整容室』設置をと考えます。三朝温泉病院でも、わたくし達が入るまでは流水設備もエアコンも無い暗い場所で施術されておりましたが、こちらの提言を非常に真摯に受け止めて頂き、すぐに患者様の動線にも安心安全なボランティア・ルームを提供して頂きました。何よりも、心掛けなければならないのは「院内事故」を未然に防ぐ事です。

これには、患者様個々の身体状態確認（自己歩行・車いす・歩行器）の確認から始まり、移乗時の注意配慮も必要です。そして動線の確認です。施術中の注意事項も様々です。車いす上か椅子に移乗できるのか。更にベッド上施術の注意事項も多岐に渡ります。

これからは、美容福祉に関わる者の使命として『福祉理美容室・整容室』をハード面の必要事項として啓蒙活動をしていくべきと考えています。

その為今、施設内に整備して美容室として運営している所は、元々モデルルームとして考えて創った場所で、随時見学もお迎えしております。

“美”とは、人間の尊厳に関わって来る大切なファクターだと確信しています。そして、我々が担うのは「手のぬくもりを最後までお届けする事」だと思います。わたくしの経験から人は最後に求めるのは、人の手のぬくもりである。という事実です。

ホスピスでは沢山の出会いと別れがあります。そこで繰り広げられる情景は“残された時”を受容しながら静かにゆったりと流れる時間ながら、意識のある方はその時々でやはり『触れていて欲しい』という願いをお持ちなのだと知りました。

ここに「癒しとしてのエステティック」も、これから視野に入ってくると考えます。

エンゼルメイクと美容福祉

『藤井記念病院』のホスピスは、一般病棟とは違って、非常に美しい病棟です。絵画が溢れ、常にお花が活けられ、家族の心情にまで寄り添う事の出来る素晴らしい医師、そして訓練された看護師さんがおられ士気が高い場所です。

意識の無いと思われる患者様でも、我々は「無意識の意識」が働いていると考え、如何にチューブに繋がれておられようとも、注意深く負担を最小限にする工夫と共に15分で施術を終える様に、必ず2人1組となって施術を行います。

奇しくも主人の母が、悪性脳腫瘍で余命宣告を受け、抗がん剤治療・放射線治療と共に手を尽くしましたが（一度は自宅に短期間でも帰れるかもと介護認定も受け、「要介

護3」という認定が下りましたが、院内で転倒事故が起き叶いませんでした）、白血球の値が不安定となり急性期の病院から、自宅に帰る事無く『藤井政雄記念病院』への転院となりました。



既にお仕事で行き慣れた所であった事も幸いして、主治医・看護師さん等とは良好なコミュニケーション・連携が取れる関係でありがたかったです。

穏やかな時間を、思い残す事無く過ごす事が出来た事は、非常に訓練されたホスピス専任の看護師さん方の、家族に対してまで寄り添う適切な声掛けが常にあったからと感じます。

これは、わたくし達・福祉美容師にも共通する大切な理念に基づくものだと思います。そして得難い経験を、こちら『藤井政雄記念病院』でさせて頂きました。

多くの患者様から「最後まであなたでお願いするわ」とおっしゃって下さる患者様を何人もおくった所でもありました。でも、ここでエンゼルメイクをさせて頂いた経験は、過去友人・従姉妹を若くして亡くし、エンゼルメイクを施した頃とは、明らかにグレードも上がり違っておりました。

ここでは、亡くなられた患者様にも常に寄り添い言葉かけをし、シャワーで綺麗に洗い清拭され、今は綿とかを詰めるのではなく「シリコン注射」の様なキッドで簡単に自然に体液を止める処置を施されました。更に綺麗な下着まで用意して下さいました。次に家族が用意した故人のお気に入りの洋服に着替えさせて頂き、それからエンゼルメイクの始まりでした。

さすがホスピスでは、エンゼルメイクの道具がしっかり準備されておりましたが、如何せん、ファンデーションの色合わせや配合が難しく四苦八苦されておりました。やはり、看護のプロでもメイクのプロではありませんので、この分野も美容福祉で取り組むべきと確信致しました。これからは、人体の変化のメカニズムを学ばねばなりません。

そしてこの冬、始めて男性のエンゼルメイクを施しました。父は84歳の高齢とはいえ、元気に日々を過ごしておりましたが「胸が苦しい」との事で救急車にてICUのある公立病院へ搬送されました。「重症肺炎」との診断で、人工呼吸器等の処置が成されましたが、一日半で帰らぬ人となってしまいました。

ここでは、清拭も簡単で、ホスピスでのそれとは明らかに違いました。こんなにも亡くなる場所に寄って異なるのかを実感致しました。「エンゼルメイクを施したいので、キッドはありますか？」との問いに、担当看護師さんは普段使っておられる道具一式を持って来られましたが、全くちぐはぐで不十分なラインナップでした。これには、既に

何処でも備えられていると思っていただけに驚きと共に、現実に対処して試行錯誤して施術するしかありませんでした。

手元にあるメイク道具・口元をふっくらさせる為のコットン等だけで、限られた時間で施術する。という経験も貴重でした。

こうして、実践での様々な貴重な経験が積み重なって美容福祉のエビデンスとして役立っていく、それも現場でのモチベーションとなっております。

美容福祉の中で目指すべき明確なビジョンを持つ

それは一人ひとり違う目標だとしても、「高齢者様も障がい者様も、皆同じ人である」という見地に立つという事から始まります。そして、彼らを一応に“美”から遠ざけている現状こそが問題であるという事に気付いて欲しいと思います。

広い見地を持ち、新しい環境的因子（清潔で美しい環境）を創造する事、実践的に医療・福祉の現場でより良い QOL を患者様・ご利用者様に提供する事、更には質の良いアクティビティーの提供をも視野に入れる事です。

ターミナル・ケアにも積極的に関わる事で、従来の介護・看護だけでは不足気味であった癒しの効果の実証も必要と考えます。

福祉美容師だからこそ出来る、癌患者様への支援

もう一つ、取り組んでいるのは『癌患者様へのウィッグを如何に安価で提供し、それによってどの様に QOL の向上を図れるか』です。

美容福祉の使命として、「治療の過程で脱毛しても必ず生えて来ますよ」という一言が、どれだけ患者様に安心感と精神の安寧をもたらすのかを、実践として見て来ました。

抗癌剤投与前から、ご相談を受ける事が多くなって来ました。それによって、ナーバスになっておられる当事者様に、様々なケースをお話しし、脱毛前からのご心配を和らげる配慮をして差し上げられるのも、わたくし達の使命ではないでしょうか。この様に、不安にアプローチする「心理学」も美容福祉としては必須と考えます。

ウィッグ支援の方法として、先ずお電話でご予約戴き、なるべく個室的な状態でリラックスしてご相談に応じております。医療用でも金額は様々ですので、ご納得戴ける様に数点サンプルを提示して選択して頂き、スタイル・カラー等を決め発注を掛けます。送られてきたウィッグを装着する練習と共に、被って頂いた状態で微調整のカットを施します。これが一番大切な点です。ただ送られてきたウィッグのままではフィットしないのです。不自然さを出来るだけ無くすカットを施す。これも福祉美容師ならではの技術として身につけないといけないと考えます。

「ジェロントロジーと美容福祉」というテーマ

このテーマも同様です。日本を筆頭に、超高齢化社会を迎え、様々な介護予防としての美容福祉もこれから重要な意味・意義を持っていくと考えています。前回の学会で取り上げられた通り、ジェロントロジーの概念の元、美容福祉も更に確立された分野となっていかなければならないと思います。これからも更に連携して、研究・実践を重ねて行かなければならないと考えます。

『福祉』と『美』の融合を目指して・・・

わたくしは自分の美容師としての人生に於いて「福祉」と「美」の融合への道を選択致しました。そして今、多様化する美容の世界の中で、ここに至るまでに、様々なライフステージの変化と困難を経験して言える事の一つは、『一人で出来る事は限られている。チームで取り組んで行かなければならない事も多い』という現実です。

わたくしは今、多くのスタッフ・職員に支えられ、多機能型の仕事をこなしています。刻々と変化していく行政関連の知識習得と共に、医療・福祉現場との連携と学び、事業としての施設運営（就労継続支援 B 型と美容部門・生活介護部門等）、地域支援としての活動、これからはアート部門も活動をも活性化して行く事も目指しております。

美容福祉という選択

これからの医療・福祉現場では、高度成長期を経験してきた方々を施術をする事が現実になって来ます。当然、理美容師にも高い技術力・サービス力がそこでも求められる時代に入って来ます。それに応えられる知識と経験を持つのは、今ここで学んで実践している福祉理美容師だと確信しております。

時代のフロントランナーとなるべく、切磋琢磨してそれぞれの地域性に合った時代をリードする美容福祉を構築して行って頂きたいと心より願っております。

美容福祉に対する提言

今現在、この分野は発展途上と考えています。何よりこれから必要なのは、こうして美容福祉を目指す人達との連携であると思います。そしてネットワークを構築して、色々なエビデンスを集約し、フロントランナーとしてこれからの人材育成に尽力すべき時期に来ていると思います。

この『楽』での取り組みは、美容福祉のラボラリーという位置づけです。この実践を礎として、今後更なる飛躍を遂げて、ジェロントロジーとの融合・質の高いアクティビティーの充実と共に、美容福祉の社会的意義と地位向上を目指し、広い視野を持ち前進して行って欲しいと心より願っております。

訪問理美容に係る法規等の現状と課題

北村 秀敏（きたむら・ひでとし）

一般社団法人・日本美容福祉学会事務局長

NPO全国介護美容福祉協会事務局長

はじめに

私は、美容や福祉の分野とはまったく異なる防衛省を平成13年に退官いたしました。防衛省では、35年間に渡って教育訓練に従事した関係から、日本の将来を担う若い学生と接する機会の多い学校教育という職場を希望し、願いが叶って山野学苑に奉職することができました。

私は、山野学苑で初めて美容福祉に出会い、訪問理美容に関する法規等を調べ、山野学苑が開催している「美容福祉技術講習」での講師を担当してきました。同時に、老人福祉施設等へのボランティア活動を組織し、実践面にも携わってきました。その経験を通じて、高齢化が進む現状の中で、美容福祉の重要性はますます高まってきていると確信しています。

訪問理美容に携わる方々をはじめ、美容福祉に関心を持つ方々は、訪問理美容に関する法律的な課題について、正確に理解しておくことが不可欠です。以下、現状と課題を報告します。



高齢社会の現状

高齢者白書(平成24年度版)によると、全国の65歳以上の高齢者人口が過去最高の2,975万人(前年2,925万人)となったことが発表されました。

これによると、平成23年10月1日現在の総人口(1億2,780万人)の占める割合は23.3%で、過去最高を更新しました。このことは、日本の国民約4.3人に1人が65歳以上の高齢者ということになります。そして今後、「団塊の世代」が65歳に到達する平成27年には3,395万人を超え、平成54(2042)年に3,878万人でピークを迎えると推計されています。また、高齢化率も平成72(2060)年には39.9%に達して、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

高齢社会で介護を必要とする高齢者が約10～15%と考えられることから、必然的に理容室にも美容室にも来られない馴染みのお客様が今後ますます増えてきます。

このように、日本の高齢社会は世界に類を見ない速さで訪れ、推移することにより、訪問理美容に対する社会的ニーズも急速に高まるとともに、衛生(安心・安全・安楽)の確保が求められています。

法制度の基礎知識

法制度について、確認したいと思います。昔は、「殺すなかれ・傷つけることなかれ・盗むことなかれ」で国が治められたよき時代だったそうですが、現代では、狡賢い者、

暴力で人を押しのける者が善良な者に迷惑をかけることが多く、価値観が多様化・複雑化しています。このような時代では、我々が社会生活を営むうえで共通の行動評価のよりどころとなる社会規範が必要となります。そしてその規範は、強制力がなければなりません。その規範としての法の体系は、憲法が最高法規であると第 98 条に位置づけられています。そして、第 25 条には国は生存権と社会福祉・社会保障・公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされています。

公衆衛生の向上及び増進に係る衛生法規の体系は、次のとおりであり、理容師・美容師法は生活衛生法規に分類されています。

全体としてみますと、憲法があり、理容師法があり、昭和 32 年に新たに美容師法が制定されました。制定の趣旨等については、後ほどご説明するとして、法に基づき政府が施行令、所管官庁である厚生省が施行規則、また地方自治法により各都道府県が条例を制定し、その運用に当たっています。

法は、国民から選ばれた国会議員、内閣府の発議により、国会の場で可決・成立し国民に公布、施行となります。

理容師法と美容師法

理容師法は戦後の政治・経済が混沌としていた昭和 22 年 12 月に制定され、昭和 23 年 1 月に施行されました。昭和 26 年には、法律の名称を理容師美容師法に改正、理美容所以外での業務の制限の制度を導入、無試験制度が廃止されました。

美容師法制定の趣旨について、厚生省は各都道府県知事に事務次官通知として、次のように通達しています。

近時、文化生活の進展とともに、美容業もより高度の知識と技術を要求せられ、その内容において理容業とはかなり相違した面を生ずるに至っており、これがため、美容業を従前の理容師美容師法によって理容業とともに一括規制することは、最近の実態にかんがみて斯業の発展を阻害するおそれがあるのみならず、保健衛生上の立場からも幾多の不便を生ずる憂いなしとしないので、美容業に対し、理容業とは別個の法体系の下において規制を図ろうとする趣旨に基づき、美容師法が制定されたものであること。なお、今回の法制定は、さしあたり、美容業及び理容業についてそれぞれ個別の法体系を確立することに主眼が置かれた関係からして、次に掲げる部分を除き、原則的には旧法に規定する制度内容が踏襲され、従って美容業及び理容業の制度内容を対比した場合、その大綱については差異がないものであること。

理容師法・美容師法においては、理・美容所以外の場所において理・美容の業を行うことは、昭和 26 年の法改正で原則禁止されていますが、疾病その他の理由などによって理・美容所へ来ることができない者まで禁止されている訳ではありません。

政府が政令で定める特別な事情がある場合として、施行令では「疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者」「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に」「都道府県が条例で定める場合」、としています。

各都道府県では、地域特性を考慮した訪問理美容ができる場所(施設)・人について、条例で制定しています。

各都道府県の特性を生かした条例の例としては、災害時の被災者への訪問理美容が可能な県として、滋賀県・京都府・和歌山県・兵庫県・岡山県・島根県・広島県・愛媛県があります。これは平成7年に発生した阪神淡路の大震災を契機として改正されたものと私は理解しています。また、船舶の乗組員への訪問理美容が可能な県もあります。福島県・千葉県・神奈川県・広島県です。

このように各県の考え方や対応の仕方・違いがご理解できたと思います。

理美容師法は言うまでもなく衛生法規ですから施術の際に講ずべき必要な措置について法律では、「皮ふに接する布片・器具を清潔に保つ」「皮ふに接する布片を客1人ごとに置き換え」「皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒」「都道府県が条例で定める衛生上必要な措置を講ずる」、としています。

都道府県が条例で定める衛生上必要な措置については、平成23年に制定された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、理美容師法の一部改正として、都道府県から保健所を設置する市及び特別区へ移譲することとなっています。

ユニークな条例の例として、施術の際に酒・タバコを禁止する県は、青森県・福島県・栃木県・茨城県・石川県・岐阜県・福井県・愛知県・奈良県・鳥取県・鹿児島県があります。また、耳毛・鼻毛剃りを禁止している県は、京都府・奈良県・兵庫県・徳島県があります。

平成19年10月に厚労省は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」を都道府県知事等へ通知しました。その趣旨は、「近年の高齢化の進展により、介護老人福祉施設など理容所又は美容所以外の場所に理容師又は美容師が出向いて行う理容又は美容に対する社会的なニーズが高まっており、これまで以上に出張理容・出張美容に係る衛生の確保が求められているところであるが、出張理容・出張美容の衛生の確保について必ずしも全国的に十分な指導等がなされているとは言えない実情にある。ついては、今般、出張理容・出張美容の衛生の確保するため、別添のとおり、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を定めたので、下記事項にも留意の上、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たっての指針として活用されたい。なお、この通知は、地方自治法に規定する技術的な助言に当たるものである」としています。

今後、各都道府県はこの助言に沿った法の整備を行うことが予想されます。

訪問理美容を行う際に届出等が必要な県、必要でない県があります。政令・条例で定めた全てについて届出が必要な県、知事が特に必要と認めた場合のみ必要な県等と対応が違いますので条例を確認のうえ、手続き等が必要です。

理容師法・美容師法Q & A

理容師・美容師が業務上で直面する問題について、Q & A形式で解説します。

質問：政令で定めた特別の事情がある場合のみ、訪問理美容が可能であるとされているが、理美容所で働くことなく、専ら特別の場合のみの業は可能か。

回答：理美容師であれば誰でも出張業務はできます。

質問：パーマは美容師法第2条で定義されているが、理容師は施術することができない

か。

回答：刈り込み等の行為の一環として、男子のみに対しても行ってよい。

質問：カットは理容師法第1条の2で定義されているが、美容師は施術することができないか。

回答：① パーマの行為の一環として、男女に対するカットはよい。

② 女性に対するカットはよい。

③ これ以外のカットは行えない。

質問：顔そりは、理容師が行う行為であり、美容師は行えないこととされている。化粧を施す際に産毛などを処理するための顔そりはできないか。

回答：化粧に付随した軽い程度の顔そりは化粧の一部として美容師が行える。

質問：染毛について。

回答：理美容師は、業として行える。

質問：フェイシャルエステと称する美顔施術等に関し、理美容師法に基づく業とエステティック業の関係について種々疑義が生じているが。

回答：美顔施術（医療行為又は医療類似行為を除く）で化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うにあたって公衆衛生上一定の知識を必要とする場合法律の対象となる。但し簡易なマッサージ、膚の汚れ落とし程度では対象外である。

訪問理・美容に関する今後の課題・展望

現状を踏まえて、今後の課題・展望について報告をします。

はじめに「訪問理美容のニーズについて」です。ゴールドプラン21の基本方針・具体的施策に見られるように福祉行政の充実があげられます。

厚労省も、介護老人福祉施設など理容所又は美容所以外の場所に理容師又は美容師が出向いて行う理容又は美容に対する社会的なニーズが高まっていると認識しています。その根拠として高齢社会の到来をあげています。また、高齢者の意識の変化も見逃すことができません。

行政施策により、社会福祉施設等の現場においても、「施設型ケアから生活型ケアへ」、「心のケアを重視し、人間らしい生活を保障」の実現のために施設・職員の意識改革や改善が行われています。

理美容業界も、高齢者・障がい者対応として、理美容所のバリアフリー化や介護・介助・看護などの知識や技術、心理・生理・政治・経済・生活・社会・文化・労働など学際的学問のジェロントロジーの履修など高度なスキルが必要となってきます。

生活衛生同業組合については以下の課題があります。

法律では、その役割として、「衛生施設の改善向上」「経営の健全化」「振興等を通じて衛生水準の維持向上」「組織の自主的活動の促進」、などを期待しています。

しかしながら、生活衛生同業組合の中で加盟率が高い理容業でも 53%であり、美容業では 31%が現状です。このことは、法律で期待している役割を果たしていないと言うか理美容経営者にとって魅力のあるニーズに対応できていない組織ということで、組合としての存在意義が問われている大きな課題だと私は理解しています。

一方、厚労省は、今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会(中間報告)で、昨今の厳しい経済情勢や国民の生活の変化の中で、生衛業をいかに振興し、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与していくかが課題として、当面取り組む事項として、「衛生規制の下で感染症の発生防止等衛生管理を行い、衛生水準の維持向上を図る」「国民生活に不可欠で身近なサービスであることから廃棄物の適正な処理など環境の保全に注意」「消費者ニーズの高度化・多様化に対応した質の高いサービスの提供」「低価格のサービスを求めるニーズへの対応」「社会の高齢化によるニーズの変化への対応」「日常生活の中での利用者のニーズに合致したサービスの提供」、を挙げています。

私は、理美容業はお客様のニーズに対応できなければ取り残されてしまう厳しい分野だと理解しています。

以上、訪問理美容に係わる法規等、及び今後の展望・課題について報告をいたしました。いうまでもなく、理美容師法は生活衛生の観点から規制された法律で、制定された昭和 20 年当時の衛生環境とは大きく異なりますし、男性・女性の生活文化や風俗習慣などの多様化は理美容師の業の範囲、エステ・ネイル業界等の混在問題など課題が山積しています。この報告が全国で理美容福祉を実践している皆さんがコンプライアンス(法令遵守)の立場で、衛生的に安心・安全・安楽に訪問理美容を推進するための参考になったら幸甚です。

《参考文献》

1. 関係法規・制度 社団法人日本理美容教育センター出版 2007 年
2. 理容師・美容師関係法令通知集 平成 24 年度版
社団法人日本理美容教育センター 発行
3. 憲法と国民生活 渡辺洋三 東京大学出版会 1978 年 3 月初版発行
4. 新版法の常識 渡辺洋三編 有斐閣双書 1967 年 2 月初版発行
5. 法と社会の昭和史 渡辺洋三 岩波書店 1988 年 3 月 1 刷発行
6. 日本の法を考える 利谷信義 東京大学出版会 1985 年 6 月初版発行
7. 新版現代法学入門 伊藤正巳・加藤一郎編 有斐閣双書 1964 年 4 月初版 1 刷発行
8. 思えば叶う 山野正義 I N 通信社 2000 年 2 月 1 刷発行
9. 生きるほどに美しく 山野正義 I N 通信社 2003 年 6 月 1 刷発行
10. 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領＝厚生労働省健康局長
11. 条例＝各都道府県庁ホームページ
12. 高齢社会白書＝内閣府ホームページ
13. 内閣府総合規制改革・民間開放推進会議＝ホームページ
14. 政令指定都市 政令指定都市とは＝ホームページ検索
15. 衛生行政、生衛法の抜本見直しが必要＝理美容ニュースホームページ

会話分析から見た女性高齢者への美容効果

鈴木 忠慶（すずき・ただよし）

五十嵐由樹（いがらし・よしき）

杉崎 哲朗（すぎさき・てつろう）

山野医療専門学校

1、事例報告

平成 22 年 10 月 1 日現在の国勢調査¹⁾によると、65 歳以上の老年人口は 23.1% に当たり、我が国は深刻な超高齢時代となった。これに伴い、人口推移に伴い介護福祉サービスの需要拡大が予想される。

今回、高齢者の女性が、恒常的に美容に関心がある²⁾ということに着目し、美容が高齢者の健康維持や増進、また、QOL(Quality of Life)に対してどのような効果があるかについて会話分析により検討を試みた。

2、調査方法

- ◇被験者：平成 23 年 7 月某日に、美容室「くろかみ」（千葉県松戸市）を利用した 65 歳以上の高齢者女性（1 名）を対象に、美容師と被験者による会話を撮影した。
- ◇ビデオ撮影法：被験者の後方にビデオカメラを設置し、美容作業を行う位置から、カメラを意識しないよう、死角より作業開始から終了まで、無人で撮影した。
- ◇分析方法：美容作業中の被験者の発語数とその内容について、ビデオ映像を再生して抽出、記録した。ただし、画像から確認できる発語のみを記録した。
- ◇記録方法：カット、パーマ、メイク、仕上げの、4 工程にわけて時系列に、被験者の発語合計数を記載し、分析を行った。

3、調査結果

被験者の発語は全部で 33 回であった。発語時期の内訳は、ヘアカットで 13 回、パーマで 5 回、メイクで 12 回、仕上げで 3 回であった。これを割合に換算するとヘアカット中の発語が全体の 40%、パーマ中が 15%、メイク中が 36%、仕上げが 9%となった。発語を比較すると、1 分間あたりの発語の測定数結果では、メイク時の 45 分～50 分の間が集中して最も多く、合計するとこの 5 分間で 9 回の発語を観察した。これは発語数では 13 分 05 秒間（3:20～16:34）の 13 回のアカットの時の方が、15 分 55 秒間（34:57～50:52）の 12 回のメイクより約 1.2 倍多かった。

背景

我が国は超高齢時代¹⁾となり、今後も老年人口推移はさらに増加する。これに伴い高齢者の介護福祉サービスの需要拡大が予想される。

西暦	老年人口65歳以上(千人)	老年人口割合(%)
1990	14,895	12.1
1995	18,261	14.6
2000	22,005	17.4
2005	25,672	20.2
2010	29,293	23.1

目的

高齢者に与える美容がもたらす心理変化について、美容師の会話からどのような行動変容があるのかを調査した。

¹⁾国民衛生の動向・厚生労働省・伊藤雅治・西山裕・成川衛ら、奥村印刷株式会社、39表2、2011

調査方法

期 間：平成23年9月

被験者：72歳の在宅健康女性 1名

方 法：ビデオ撮影により被験者の「自発的な呼びかけのみ」を抽出し、会話分析を行った。

メイク終了前の5分間に観察された発語の集中的な一過性の増加結果は、被験者がメイクにより一層興味があったことによると考えられた。

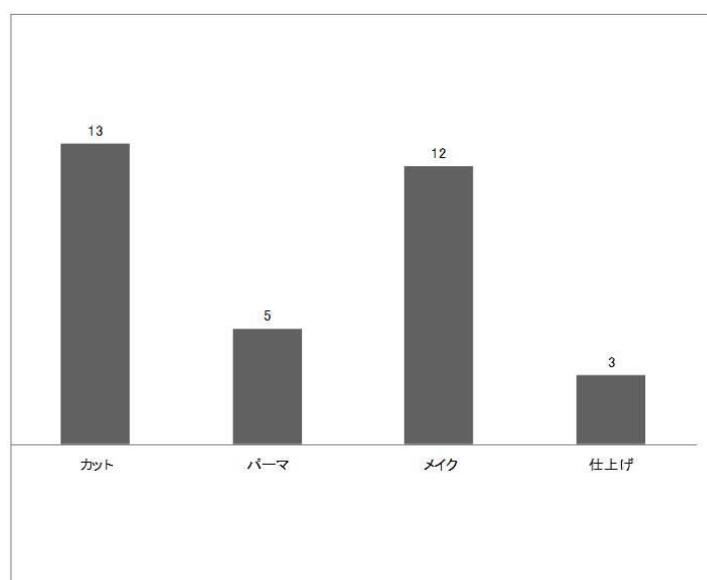
このことは、発語の内容がメイクでは特に肌に関することに集中していた。この結果は株式会社kanebouの調査³⁾と同様のものではあった。

また、1分間あたりの発語の測定結果から、美容師による美容行為のうち、高齢の女性はメイクとカット時により積極的、自発的な活動が活発化することが明らかとなった。

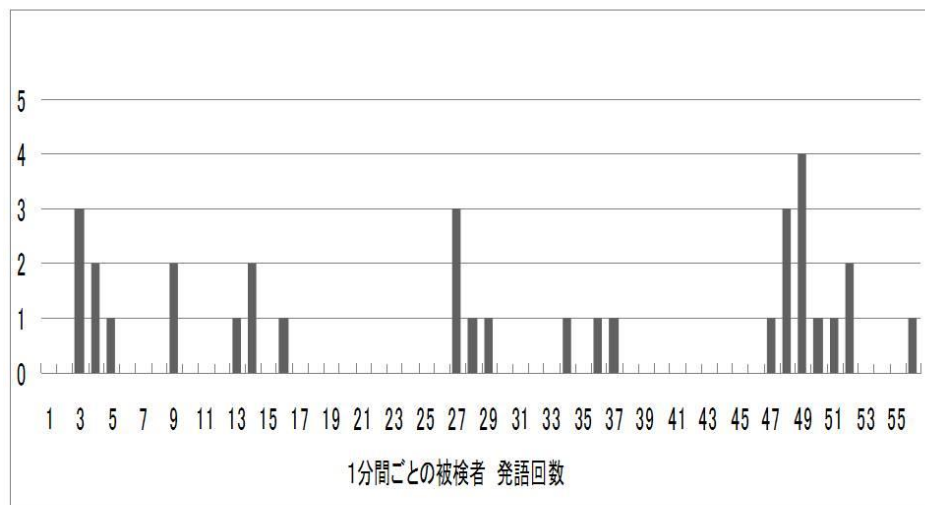
被検者の発語内容と発語数

時系列	発語内容	発語数合計
3:20	カットスタート(ハサミで切り始める)	
3:29	・・・	1
3:30	・・・	1
3:45	香いと汗が流れてくる	1
3:59	頭にあせかくのかしらね	1
4:10	・・・ジヤンブーしたみたいに下のほうで濡れちゃって・・・	1
4:40	・・・してるんですか	1
5:45	・・・	1
9:10	・・・	1
9:17	でもさ、この辺便利になったよね	1
13:00	なんか・・・	1
14:22	・・・	1
14:57	でもそうよね・・・パーマ屋さんもあれだものね・・・	1
16:09	まかないでね・・・	1
16:34	カット終了(鏡で確認)	計13回
27:13	パーマスタート(フロウ終了)	
27:26	・・・これをバチンとこうほら	2
27:30	・・・	2
27:53	・・・	2
28:42	・・・	2
29:07	スポンジの・・・	2
29:37	パーマ磨き終了(ロット巻き終わり)	計5回
34:57	メイクスタート(メイクボックスを開く)	
36:16	それだけでも・・・	3
37:47	・・・	3
47:52	・・・	3
48:01	・・・	3
48:42	もったいないからどっかつれていってもらわないとだね	3
48:57	・・・	3
49:00	どっかつれてってもらわないと	3
49:15	このほうははどうゆうあれなんですか	3
49:18	なにいうっていろいろのこれは	3
49:37	・・・	3
50:18	ほんとうにいいわね、すごくあかるく見える	3
50:52	メイク終了	計12回
51:08	仕上げ開始(ワックスの塗布)	
51:49	・・・	4
52:30	ほんとにみうちだけよ	4
56:02	いいですね	4
56:41	磨き終了(仕上げ磨き終了)	計3回

被検者の自発的発語数



被検者の自発的発語傾向



4、結論

介護を必要とする高齢者、特に女性への機能訓練がますます有効であり、運動の動機づけと、運動習慣の維持には、高齢者の美意識にもとづく美容動作が有効であり、今後大きく発展する可能性が示唆された。その際、身体的障害の回復のみを目指してはならないことを認識する必要があると考える。介護分野で機能訓練指導を行う介護士・美容師・柔道整復師などは、高齢者が必要とする日常生活動作、特に、美容動作が運動の動機づけとして有用であることを今後、より積極的に活用すべきであると考えます。

<文献>

- 1)一般財団法人 厚生労働統計協会編集：国民衛生の動向 2011/2012, 2011
- 2)内閣府発表：高齢者の日常生活に関する意識調査, 2010
- 3)株式会社kanebou：東京レディとNYレディライフスタイル&美容意識調査, 2009

まとめ

今回の調査では高齢者の女性自発的な会話からメイクアップ(顔、肌)に関心を示すことがわかった。これはカネボウ³⁾が15~59才の女性918名を対象とした調査結果と同様の結果が得られた。

自発的発語の数から、高齢者へのメイクアップは、心理的变化のみならず身体的活動量に直接的な変化があることが示唆された。

³⁾株式会社カネボウ化粧品 東京レディとNYレディライフスタイル&美容意識調査 2009.6

今後の課題

美容効果について、男性高齢者との比較調査が必要。

カットやメイクアップのみならず、高齢者の健康関連QOL(Quality of life)やADL(Activities of daily living)与える身体への直接的な影響について、今後研究する必要がある。

腸内環境改善による肌質の改善効果

ー乳酸菌生成エキスを飲用によるオープン試験の実施例ー

貴家 康尋（さすが・やすひろ）

㈱ビーアンドエス・コーポレーション

1. はじめに

肌の状態は、美容における基礎となる重要な要素の1つであり、年齢やライフスタイルと深い関係があります。一般的には、歳を重ねるごとに肌の老化も進行します。

シワは増え、肌のハリやキメも徐々に失われ、化粧のノリなども悪くなっていきます。若い人にも共通しますが、美容福祉の現場においても「いかに肌を健康に保つか」が、美容効果につながる第一歩だと考えられます。

腸が不調のときは肌も不調であるとよく耳にするように、肌の状態と腸内環境は密接な関わりがあります。我々は、腸内の環境を整えることが、全身の健康や肌の状態を良好に保つことにつながると考えています。

本研究では、腸内環境の改善と肌質の変化について解析することを目的としました。乳酸菌生成エキスは、大豆と乳酸菌発酵を組み合わせた健康補助食品として広く利用されています。腸内細菌に働きかけ、腸内環境を改善するなどの研究成果が挙がっています。そこで幅広い年代の女性にご協力いただき、乳酸菌生成エキス飲用の肌に対する効果を肌性状、特にキメの変化を指標に解析を試みました。

2. 方法

(1) 試験飲料：

乳酸菌生成エキス【商品名ラクティス】を1日1本（10ml）、毎日連続3ヶ月間摂取。他の乳酸菌関連製品の摂取は、控えていただきました。

(2) 被験者・測定項目：

自発的に希望した20-70歳代の健康な女性22名を対象に飲用前および飲用後（1および3ヶ月後）の肌状態の評価とアンケート調査を実施しました。肌状態の評価は肌レプリカを採取し、マイクロスコープにて詳細な肌のキメ（皮溝と皮丘）を観察しました。アンケートは、各項目5段階評価にて実施しました。被験者には本研究の目的、方法などを十分に説明し、ヘルシンキ宣言の主旨に従い本人の文書による同意を得ました。

3. 結果

3ヶ月間飲用が続き、かつレプリカ解析可能者は13名でした。飲用前後を比較すると、個人個人でキメの状態は異なりますが、解析対象者すべてにおいて顕著な変化が認められました。肌のキメを構成する皮溝がキレイに整い、皮丘の形の良いキメ細やかな肌に変化している様子が観察されました。皮溝の直線性および3線以上の皮溝が交わる点の数（交点数）で評価した結果、すべての解析対象者で飲用3ヶ月後の数値が両評価とも高い数値が示されました。また、顔部では、毛穴の大きさが飲用後では、小さくなる傾向も観察されました。アンケート結果においても、「化粧のノリが改善した」などの評価が確認されました。

4. 考察

乳酸菌生成エキスを継続的に飲用することで、肌の微細な構造（キメ）が整うことが示されました。肌細胞の入れ替え（ターンオーバー）は、およそ28日です。キメの変化は1ヶ月目で認められ、さらにターンオーバーが進み3ヶ月目ではっきりと結果が現れたものと推察します。

腸は栄養吸収の場であり、その栄養は、全身の細胞に供給されます。便秘のように腸内環境が悪いと腐敗成分も吸収され、細胞の障害になります。

肌を健康に保つためには、外的なケアも必要ですが、体の内側（特に腸管）からのケアも重要です。肌だけでなく全身の健康のすべては腸から始まるものと考えられます。

特に福祉や介護の場面では、腸内環境の改善は美容面のみならず、日常の生活面においても大変有用だと考えられます。

肌の調子と腸内環境

肌の質＝美容の基本

「きれいな肌になりたい」
「透き通った肌になりたい」
「つやつやな肌になりたい」

肌質変化の要因

1. 年齢
2. ライフスタイル
3. 外的要因
(紫外線、乾燥、化粧品)
4. 内的要因
(病気、食べ物、腸内環境)

肌質と腸内環境

「便秘」だと肌が荒れる
「腸」の調子が悪いと肌も不調



美容福祉の現場でも

腸内環境を良好に保つ

⇒ 肌と全身の健康維持

日本美容福祉学会学術発表第1回大会

本研究の目的と乳酸菌生成エキス

本研究の目的:

腸内環境の改善と肌質の変化を解析
(乳酸菌生成エキス飲用による肌質の変化を臨床的に解析)

乳酸菌生成エキスについて



大豆
発酵
長期熟成
抽出
乳酸菌
16種類

乳酸菌発酵抽出エキス

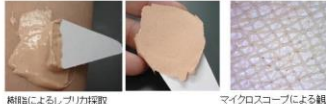
- (1) 排便状況の改善作用
 - (2) 腸内細菌叢の改善作用
 - (3) 腸内環境因子の改善作用
 - (4) 腸管免疫の賦活作用
 - (5) 口腔内細菌叢の改善作用
 - (5) 口腔内カリエスリスクの低下作用
- など様々な研究成果

日本美容福祉学会学術発表第1回大会

方法

対象 : 20-70歳代の健康な女性22名
 解析対象: 16名(内3名は、3ヶ月目解析不能)
試験飲料: 乳酸菌生成エキス(商品名: ラクティス)
用量 : 1本(10ml) / 日、連続3ヶ月間
解析項目: ①アンケート調査
 ②肌レプリカ採取による肌のキメ解析
 (飲用前、飲用1ヶ月後、飲用3ヶ月後の合計3回)

*レプリカ採取は、上腕部およびほおの2カ所



糊剤によるレプリカ採取

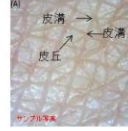
マイクロスコープによる観察
(皮溝、皮丘の観察・計測)

日本美容化粧品学会学術発表会第18回大会

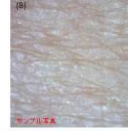
肌のキメと本試験における解析方法

肌のキメ(微細構造)

キメの整った肌

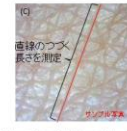


キメのくずれた肌



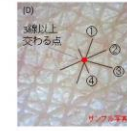
解析方法

I. 皮溝の直線度評価



皮溝のまっすぐ度合いを数値化し、キメの整い度合いを表現。

II. 交点数の評価



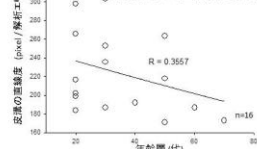
皮溝が3線以上交わる点(交点)の数を数え、単位面積あたりの交点数を計測し、キメの細かさを表現。

日本美容化粧品学会学術発表会第18回大会

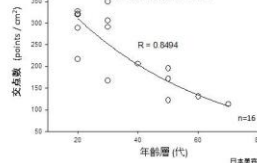
飲用前の年代別肌質(上腕部)



皮溝の直線度評価

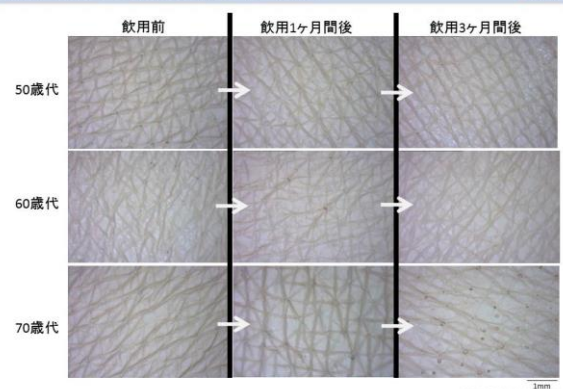


交点数評価



日本美容化粧品学会学術発表会第18回大会

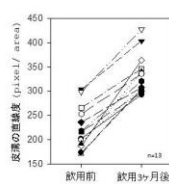
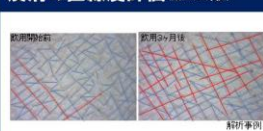
飲用前後の肌質変化(上腕部)



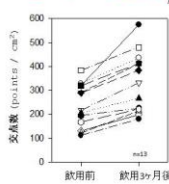
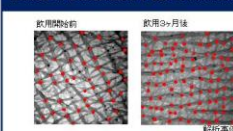
日本美容化粧品学会学術発表会第18回大会

飲用前後の肌質変化(上腕部)

皮溝の直線度評価(飲用3ヶ月後)



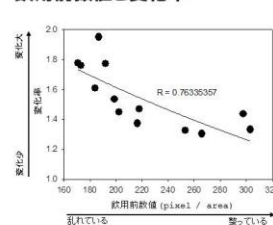
皮溝の交点数評価(飲用3ヶ月後)



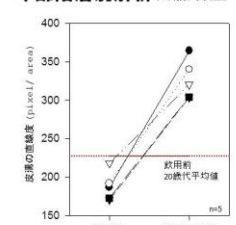
日本美容化粧品学会学術発表会第18回大会

皮溝直線度の解析(上腕部)

飲用前数値と変化率

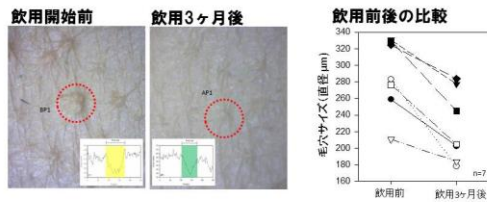


年齢階層別解析(40歳代以上)



日本美容化粧品学会学術発表会第18回大会

飲用前後の毛穴サイズ変化（顔、ほお）

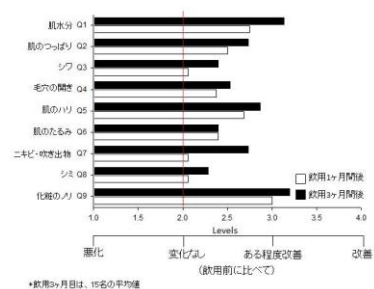


日本美容福祉学会学術委員会第18回大会

アンケート調査結果（1ヶ月後、3ヶ月後）



～飲用後アンケート調査(16または15名*平均値)～



*飲用3ヶ月目は、15名の平均値

日本美容福祉学会学術委員会第18回大会

まとめ



乳酸菌生成エキスの3ヶ月間連続摂取により、

1. 肌の微細構造(キメ)が整うことが認められた。
「キメの整い度合い」および「キメの細やかさ」を評価したところ、両評価ともに高い数値が示された。
2. 「飲用前の整い度合い」と「数値の変化率」は、高い相関があることが認められた。
整い度合い指数が、低いほど変化率が高い傾向が示された。
3. 顔部における「毛穴の開き度合い」が、小さくなる傾向が認められた。

日本美容福祉学会学術委員会第18回大会

腸内環境改善による肌質の改善効果

～乳酸菌生成エキス 飲用によるオープン試験の実施例～



日本美容福祉学会学術委員会第18回大会

ボランティア活動を通じて

町田 貴史（まちだ・たかし）
山野美容専門学校

1、はじめに

少子高齢化社会の突入している中、福祉事業の重要性が認められています。そんな中、福祉事業だけでは補えないところをボランティア活動が行っていかないと私は考えます。

2、現状でのボランティア活動の問題点

今回は施設における利用者のカット・メイク・ネイル・ハンドマッサージを行っていったが、1人で全て活動するのは難しく分業制にならざるをえない。

① 教育

学生と共に活動をするが、学校教育の一部であると私自身も考えるが、ホスピタリティー等について、深くまでは教えていないため、ディベートや接客マニュアル等を用いてシュミレーションをすることでより高いホスピタリティーを提供できるのではないかな。

② リスク管理

対象者の求めているものを導き出し、トラブルシューティングを行う上でもコミュニケーション能力の必要が求められる為、1人で負担するのではなく、サロンにおいて行っているようなディレクター、トップスタイリストといったような立場でのフォローも必要ではないかな。

3、学校教育の一環として導入していく上での不安・問題点

- ①福祉としての内容と美容の技術をインターン制度の様にホスピタリティーの向上を目的としていく時に、活動（授業）に参加していくことの必要性と教育をどのようにしていくか。
- ②美容師（理容師）の仕事での技術に支障が起こらない範囲で活動する必要性。
- ③客として人に触れていく上でのマナーや技術、おもてなし等の教育。
- ④ 学校教育導入に際してのカリキュラムとシステム的な問題。

4、私の思い

現状のボランティア活動を通して感じたことは、利用者達に本当に素晴らしい笑顔と感謝の言葉をかけてもらえたことです。美容という仕事を通して一番に喜びを感じ幸せに思えることをより沢山の

岩手県・福島県ボランティア活動の記録

平成24年8月28～30日



実践報告 ①

人達に共感してもらいたいと思いました。

私は、まだキャリアとしては 11 年で、若いと思いますが、時間と共に最初に美容を夢見て描いた頃のような感動や喜びを少しずつですが慣れてしまい薄れていた気がします。それをボランティアはもう一度、初心に帰り思い出せた素晴らしい体験だと思う為、夢を今描きたいと思う学生に是非体験してもらい、思いある美容師がより多く出てほしいと考えます。

美容に悩まれたり、思いが叶わず迷っている方も一度参加してみませんか？ もう一度、美容の喜びを思い出し感じるがあると思います。



重症心身障害者施設における 美容の取り組みと今後の展望

～デイケアセンター内での取り組み～

○古山 智（ふるやま・さとし）

島田療育センター

荒井 典子（あらい・のりこ）

山野美容芸術短期大学

濱田 清吉（はまだ・せいきち）

ヤマザキ学園大学

1、はじめに

島田療育センター・デイケアセンターでは、約5年前より美容ケアを日々の活動に取り入れている。

内容は、ネイルケア、ハンド・フット・ヘッドマッサージ、フェイシャルケアなどである。これら以外に、入浴介助時など生活介護をする中にも美容の要素を取り入れ、利用者がより気持ちよく、心地よく過ごすことのできるよう努めている。

当デイケアセンターにて美容ケアが根付いた経緯と、現在行っているケアの内容を紹介し、今後の展望について報告する。

2、美容ケアの根付いた経緯

美容ケアが根付いたきっかけは、約5年前から山野美容芸術短期大学が行っている「山野美容ケア体験」がデイケアにて実施されたことが理由としてあげられる。医療的・リハビリ的なケアがほとんどの中で新しい視点が加わった。同じ時、利用者の高齢化に伴う送迎時間の長さが問題視され、疲れを癒す・体をほぐす活動として、美容ケアを推す声が聞かれ、様々な活動の中に取り入れられた。現在は、下記①～④に示した内容を、主に実施している。

3、美容ケアの内容

①午前活動の中で

朝の通所の疲れを取るため、午前中の活動「身体への取り組み」内に、色々な体操以外に「ポジショニング・マッサージ」の一部として、美容ケアが組み込まれるようになった。

内容はマッサージ・ツボ押しが主である。リラックス出来る姿勢を取りながら行っている。ハンド・フット・フェイス・ヘッドマッサージを中心に行う。背中などのマッサージと組み合わせ、排痰を促すこともある。

重症心身障害者とは

- ・重度の肢体不自由＋重度の知的障害。
- ・日本に約38,000人。
- ・ほとんど寝たきり。
- ・手足が変形、拘縮。
- ・言語理解、意思伝達が困難
- ・声や身振りで表現。

デイケアセンターとは

- ・目的：日中活動の場を確保すること

・対象

- ◎障害が重度で、地域の障害児施設への通所が困難な未就学児
- ◎特別支援学校の卒業生、または18才以上で障害が重度なため地域施設への通所が困難な方

一日のスケジュール

9：40 デイケア到着
10：10 活動・入浴
11：00 トイレケア
11：20 昼食
12：20 午睡・休憩・トイレケア
13：30 活動・おやつ水分補給
15：05 リラックスタイム・トイレケア
15：35 帰りの会・バス乗車
16：00 バス出発

※下線の時間に美容ケアを実施

週間スケジュール(例)

	月	火	水	木	金
午前	入浴 体の取組	入浴 体の取組	入浴 体の取組	入浴 体の取組	入浴 体の取組
午後	合同活動	グループ 活動	グループ 活動	合同活動 山野美容 体験ケア	グループ 活動

※下線の際に美容ケアを実施
職員：利用者＝1：1で実施、その他の方は合同活動

②月に1～2回の頻度で

「おしゃれクラブ」を実施している。女性には主にネイルアート、男性には、ハンド・フット マッサージとネイルケアを実施している。

③行事にともなう

「わいわい祭り」「宿泊会」などの際に行っている。空間作りをメインに、リラックスできる雰囲気の部屋でマッサージをしたりと、美容とスヌーズレンを組み合わせる形で行っている。リラックスだけでなく、参加者が楽しめるような刺激を中心に活動を展開することもある。

④山野美容芸術短期大学との繋がり

「山野美容体験ケア」を、年1～2回行っている。参加希望を取り、アレルギーの有無を確認したうえで行う。また季節にあったテーマを設定し、室内を装飾し、雰囲気を出している。

利用者は4～5人の少人数で、職員と一対一で行う。招いた講師から指導を受けながら施術するため、職員も学びながら行なっている。利用者のほとんどが、普段受けることのない専門的なマッサージに対し、良い表情が見られる。

4、今後の展望

現在では多くの活動に美容のエッセンスが取り入れられており、様々な活動と組み合わせられて使われることも多い。固定観念に囚われず、新しいことにチャレンジすることで、また新たな発見ができる可能性がある。そのために新しい知識・情報の収集や、他職種と連携していく必要がある。

この何年かは、美容ケアとはどのようなものか保護者の理解を得るため、保護者の目の前で実施したり、実施に際し同意書を得るなど努めてきた。その甲斐があり、やっと受け入れてもらえるような土台が組み上がった。信頼を壊さぬよう、アレルギーなどの事故に細心の注意を払う必要がある。

生活ケアの中でも美容ケアが応用できる場面は多い。入浴介助時の洗髪やドライヤー、薬の塗布をする際の手さばき、排泄介助時オムツを当てる際などである。このような応用を今後も見つけていくことで、「美容福祉師」としての独立した価値が確立されることが考えられる。そして利用者の生活を豊かなものになるよう、それらの知識や技術を他職員に伝達していくことが美容福祉士の役割だと考える。その積み重ねによって、利用者の生活の質が向上していくと考えられる。

美容ケアの活動場面

- ・午前、午後活動
- ・おしゃれクラブ(1～2回/月)
- ・イベント時(わいわい祭り、宿泊会)
- ・山野美容ケア体験(1～2回/年)

美容ケアの内容

- ・マッサージ
(ハンド、フット、フェイス、ヘッド)
- ・ネイルアート
- ・ネイルケア
- ・メイク
- ・ヘアセット

美容ケアを始めた経緯

5年前の山野美容芸術短期大学による、
美容ケア体験の実施
+
ケア内容のバリエーションを増やしたい
↓
美容を活動内に組み込むようになった

- ・活動のバリエーションが増える
- ・美容を喜ぶ利用者、保護者が多い
- ・ゆったりとした時間の中で、普段と違う利用者の表情を見ることができる
- ・一対一の関わりで、一人にスポットが当たる

◎これらの理由で、継続出来ている

今後の課題・役割

- ・美容福祉士として
 - ①率先し皆に伝達する
 - ②新しいものを取り入れる
- ・生活場面にも、美容の要素を取り入れる

62歳で美容師に、そして美容福祉師に

伊藤 徳子 (いとう・なるこ)

美容福祉師

1、はじめに

私は、ホームヘルパーとして働きながら山野美容専門学校通信課程を卒業して美容師資格を取得し、さらに「美容福祉技術講習」を受けて美容福祉師となりました。

現在、府中市にある都立府中療育センターにて月1回、ヘアカットに従事しています。

今回の発表については、美容福祉師としての経験が少ないので、戸惑いましたが、「これまでの経験を報告して欲しい」とのことでしたので、引き受けました。

美容福祉について、厳しく親身になってご指導して下さいました山野学苑の先生方に感謝の気持ちをお伝えできるチャンスだとも思って、多くの人の前でしゃべる事は苦手ですが挑戦します。

2、ヘアカット入門

高校3年の冬、80歳の祖母が半身不随で寝たきりになりました。当時は介護制度もなく、家族介護が当たり前の時代でした。暇な学生生活を続けていたので、弱かった母と一緒に介護をしていましたが、気がついた時には祖母のヘアカットをし、いつもさっぱりした頭にしてあげていました。

道具は文具のハサミと貝印のカミソリ、枕の上に新聞紙を敷いて作業しました。素人なりに毛先をそいだり、前髪を少し長めにしたりして遊んでいました。祖母が亡くなるまで4年間続けました。

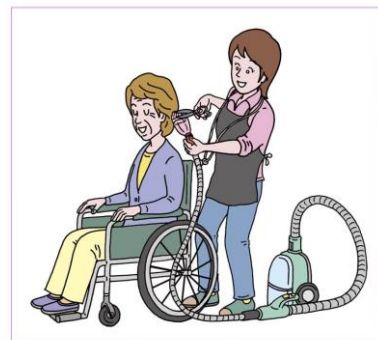
3、美容学校入学そして退学

大学卒業後、会社勤めをしていましたが、いつ頃からか美容院でも開いて親孝行するのもいいかなと思うようになり、24歳の春、貯金をはたいて昼間の課程に入学しました。

ところが、半年足らずでやめてしまいました。技術についていけないとかではなく、そこに至る前に雰囲気にとっても馴染めませんでした。以後、家にも居にくくなり、再度就職しましたが、すぐ結婚して家をでました。

この出来事は、自分にとって思い出したくない1ページでもあるのですが、親離れのきっかけになったことと、美容学校を垣間見ることができるなど、多くのことを学びました。

そして何よりも自分に最も欠けている社交性、積極性のなさを嫌というほど気づかされました。



少子高齢社会における
福祉美容師の意義

福祉美容師とは
【どこでも】【誰にも】【どんな状態でも】美容
施術を安全・安心に行うことができるオールランド
の美容師ことを言います。
【どこでも】とは、美容室、病院、福祉施設、
寝たきり老人在宅等
【誰にも】とは、健康者、身体障がい者、
寝たきり老人等
【どんな状態でも】とは、セット椅子、車椅子
ベッド上

すいこ〜ム

- ・美容室で行われるカットは、カットした髪の毛が床に落ちます。
- ・美容室では、カットした後にシャンプー台で首や頭に残っている髪の毛をすすぐ。
- ・ベッド上でカットする時に、美容室で行われているカットではカットすることができない。
- ・すいこ〜ムは髪の毛吸引しながら、カットするので、ベッド上でもカットできる。

ハッピーシャンプー



- ・美容室で行われている気持ち良いシャンプーをベッド上で行うことができる。
- ・気管切開をしていて、ノータオル、ノーシャンプーケープでのシャンプー風景

4、その後のヘアカットと自分

結婚後2人の息子に恵まれました。2人とも高校を卒業するまで私が髪をカットしていました。美容学校を退学しても2度と髪など切りたくないとは思わなかったのです。美容院嫌いの母の髪も96歳で亡くなるまでカットしていました。

子育てとパート勤めを続けていましたが、その間の仕事は意識的に人を相手にすることを選ぶようにしました。黙っているのが楽な私にとっては疲れましたが、変わっていく自分を味わいながら働いていました。

50歳になったころからは、ホームヘルパーとして働いています。お年寄り、障害の方々のケアをしています。

5、美容学校へ再度入学

現在私は一つ内臓の慢性病をかかえています。20年以上いろいろな治療を受けていますが治っていません。ある時、「今ある治療法はあなたの体質の人には効かない」と言われ、治つたらもうひと頑張りと思っていた私はとても落ち込みました。

そんな時、長男が「いつか美容学校を辞めてしまったと話してたけど、通信で再挑戦して見たら」「国家試験合格は無理としても、卒業する事が条件で学費を出してあげよう」とってくれたのです。

初めは冗談のつもりで聞いていたのですが、長男の提案に少し心が動きました。そして今度は、前回何となく尻込みしてしまった有名校である山野美容専門学校にしようと思ひ、学校案内を取り寄せたところ、最初に目についたのが「すいこ〜ム」でした。

この歳（59歳）で技術を身につけるのは難しいことは覚悟していましたが、祖母の髪をカットした経験から、この「すいこ〜ム」があれば、私にも寝たきりのお客さまのカットができそうだと思います。細かい髪の毛を掃除機で吸い取るという発想がとても身近に感じられました。

「すいこ〜ム」を知った事により、美容師になる意欲がますます高まり、通信課程に入学しました。若い生徒達に混じっての厳しいスクーリング授業に耐えて卒業し、受験前の特訓も休まず受けて、美容師国家試験に合格しました。62歳でした。

ホームヘルパーの資格と経験がありましたので、続いて「美容福祉技術講習」を受け、美容福祉師としての資格も取得したのです。

6、訪問美容への挑戦スタート

美容師と美容福祉師の資格を手にしたので、いよいよ念願の訪問美容の仕事をしようと思ったのですが、昔の自分に戻ってしまったのか、自信がなくなっていました。そんな時、NPO全国介護美容福祉協会の奥山一成先生から医療センターでの仕事の依頼をいただき、「訪問美容の仕事をしたって言うてたでしょ。やるの、やらないの」と、電話で即答を迫られました。私のことを忘れず気

ハッピーシャンプーとケリーパッドの違い①

- ・ケリーパッドは、頭の後頭部がケリーパッドに接している。
- ・ケリーパッドは、頭髪の後頭部を洗髪しづらい。
- ・ハッピーシャンプーは、エアークッションを使用して頭を空中に浮いた状態にしている。
- ・ハッピーシャンプーは、頭髪全体を容易に洗髪することができる。

ハッピーシャンプーとケリーパッドの違い②

- ・ケリーパッドは、ベッドボトムやピッチャーの温水を使用して行う。
 - ・ケリーパッドの洗髪は、頭髪に温水を浸すような方法で行う。
 - ・ハッピーシャンプーは、シャワーを使用して行う。
 - ・ハッピーシャンプーの洗髪は、シャワーの水圧が頭皮にあたり気持ち良い。
- 水圧が高いために、ハッピーシャンプーの側壁を高くする必要がある。

ハッピーシャンプーとケリーパッドの違い③

- ・ケリーパッドは排水口が1つ。
- ・ハッピーシャンプーは、排水口が4つ。スプリング式ベッド、エアークッションに対応できる。
- ・ハッピーシャンプーには、排水ホースがあるので、汚水を溜めるバケツの設置が容易である。排水ホースがあることによって床に落ちる汚水を防ぐことができる。

ハッピーシャンプーで使用するシャンプー

- ・一般的なシャンプーは、泡を立ててシャンプーを行っている。
- ・シャンプーの中に水と油を乳化させる界面活性剤を使用して泡を立てています。
- ・界面活性剤が頭髪に残留すると髪の毛を傷める原因になる。
- ・ハッピーシャンプーで使用するシャンプーはなるべく界面活性剤を使用しないシャンプーを使用している。
- ・化粧落とし、洗顔フォーム、オイルクレンジング
- ・ナノソイ・コロイド（植物性、大豆イソフラボン）シャンプーを使用する。

実践報告 ③

にかけて下さっていたのに断われません。勇気を持って「やらせて下さい」と返事をしました。

こうして、実際の訪問美容の仕事を始めました。一回目は、先輩の福祉美容師（七井さん）に同行しました。先輩がマット上に寝ている入所者を「すいこ〜ム」とハサミ、バリカンでカットしていきます。重度の方々なので職員が1人介助につきます。それでも体が硬直して難しそうでした。

終了後、「大体わかったでしょ」と先輩。「自信がない」と言うと、「資格持ってるでしょ、だったら大丈夫よ」、私が「2人の息子にはバリカンを少し使ってたんですけど」と言うと、「それで安心した、息子のつもりでやれば大丈夫だから」と。

優しさと厳しさがいっぱい詰まった励ましでした。そして私が福祉美容師として、引くに引けない所までできた事を自覚した瞬間でした。66歳秋のことです。そして今日、お客さまに、怪我させることなく何とか1年目を迎えました。

「すいこ〜ム」もだいぶ手のひらと友達になってきました。「すいこ〜ム」に細かい髪が吸い取られるのを見るのは気持ちの良いものです。

7、将来の夢

私は人の話を聞くのが好きです。ところが、今の介護保険制度の下では、話す時間などほとんどとれません。ひたすら時計とにらめっこの介護などうんざりです。

「すいこ〜ム」片手に訪問美容に出向き、楽しいおしゃべりがしたい。これが私の夢です。きっと自分に対する心身のケアにもなると思っています。

8、あとがき

私は長い間の訪問ヘルパーとしての仕事を通して一人ひとりの方々がいかに個性的で表の顔と違う面を持っていらっしゃるか驚かされました。その方々との思い出の会話が私の財産と言っても良いくらいです。私は介護保険制度の下、時間オーバーしても会話を楽しんでもしまう失格ヘルパーです。もちろんサービス残業です。

今回発表の機会を頂いたことにより、あれこれ考えているうちに、訪問美容こそ介護保険制度とは名ばかりの、上っ面のサービスで補えない大切な部分を担えると強く思うようになりました。

ヘアーがきれいになり、おしゃべりも弾むとなれば、人は明るくなります。以前より心身とも健康になるでしょう。

体が不自由になったら訪問美容を、皆が当たり前サービスとして受けなくなる産業として、地域を支える大切な産業として育てていくべきです。

私も微力ながら、役に立ちたいと思い始めました。世の中の現状を見据えながら仲間と情報交換しながら動きたいと思っています。

美容福祉ボランティア活動①
2011年4月5日 宮城県山元町



美容福祉ボランティア活動②
2011年5月34日 宮城県石巻市



美容福祉ボランティア活動 ③
2011年8月28～30日 岩手県・福島県



これからのお年寄り並びに予備軍は個性派ぞろいです。車椅子だからといってオシャレはあきらめないと思います。私もそうありたいと思っています。

カルチャーばやりで、仲間と連れ立って歩く初老の方々を多くみかけますが、その仲間から外れざるを得なくなった時こそ訪問美容師の出番です。

経済的に何不自由ないのに、うつ状態で過ごされている方々と多く出会いました。元気な頃、美容院で過ごされていた楽しい時間を自宅にもお届け出来ると強く思います。

個人的なことで恐縮ですが、私は小学2年の時に多発心臓神経症と言う心の病になり、大人になるまで引きずっていました。心臓に欠陥があるわけではないのに、些細なことが気になりだすと脈が乱れ息が苦しくなるという様な事を繰り返していました。子供の頃は頻繁に往診してもらっていましたが特別な治療はしていません。大人になるにつれて自分で気持ちをコントロール出来るようになりました。

消極的で自己発散できない私を裏で支えてくれていたのは、子供の頃は自然に囲まれた中での遊びや親の手伝いをする事などで体を使っていたことでしょうか。

もう一つ、顔を見ただけで発作がおさまってしまう主治医の存在も大きかったと思います。高校から大学にかけては、夢はあっても積極的な行動はとれず、悶々とした暗い日々を送っていました。学校には休まずに行っていたのですが……。

そんな中で行なっていたのが祖母の介護だったのです。弱かった母にとって私の手伝いは、助けになったと思いますが、結果として私の精神のケアにも大変役立ったと思います。そしてその経験なくしては今日の美容福祉師としての自分はないような気がしています。

一方、大きな目標をかかげて歩んだわけではなく、訳も分からずあがいて生きてきた結果と偶然の重なりで今日の自分があると思うと本当に生きるって不思議で面白い事があるなと実感しているところ です。

この場をおかりして今日まで私を厳しく優しく導いてくださったすべての方々に感謝いたします。

地域密着の美容福祉活動

森 欣也（もり・きんや）

美容室「はたる」

NPO 全国介護美容福祉協会登録美容師

私は愛知県西部の一宮市でチーム NOBAI の一員として福祉美容師をしています。本日は、その一宮市でのチーム NOBAI の活動についてお話ししたいと思います。

1、はじめに

一宮市には昭和31年に始まり今年で57回目の開催となった「一宮七夕まつり」があります。昔から毛織物業が盛んだった地域で、織物に感謝するお祭りです。

盛大な年中行事でもあり、市の中心部の商店街を囲む形で開催されてきました。しかし昨今、織物業、景気の衰退、商店街の高齢化・老朽化等に伴いお祭り自体の活気もなくなりつつありました。

そこで、美容福祉の視点からこのイベントの活性化に取り組みました。

2、美容組合での活動

（1）一昨年、愛知県の美容組合の有志で「スタイリストクラブ」を立ち上げました。この会は、サロンのオーナーだけの集まりになりがちな美容組合の活動に若い人の意見も取り入れるため、サロンのスタッフにも声掛けをして参加してもらいました。

（2）立ち上げ当初から「自分達で七夕まつりを活気あるものにできないか」という意見があり、話し合いを重ねました。

その結果、自分たちの活動する町のお祭りを成功させるとともに、美容業の活性化に繋がればという思いから、＜第1回浴衣ヘアコレクション＞を開催する事がまとまりました。

3、モデル選び

ヘアショーのモデル選びでは「活気を出す為に若者を」「普段モデルにならないお年寄りを使ってみては」「お祭りの華であるミス七夕・ミス織物にお願いしよう」など様々な意見が出ました。

チーム NOBAI のメンバーも組合員であり、スタイリストクラブに所属しています。「地域と関わりが少ない方達にこそ、お祭りを楽しんでもらえたら」という意見で一致し、愛知県立一宮養護学校の学生（以下、養護学校学生）にモデルをお願いする事にしました。

結果「ミス七夕・ミス織物」「サロンのお客様」「美容学生」「養護



昭和37年より今年で57回目の開催



学生」計45名を募集することに決まりました。

4、お祭りに向けての準備

「まつりにおけるステージや時間の確保」「関係各所への申請」「モデル探し」「ヘアショーの構成」などの課題がありました。第1回なので前例がなく、全てが手探り状態でした。

開催まで2ヶ月しかないため全ての準備が同時進行でなければなりませんでした。

5、NOBAIとしての準備

(1) まず養護学校学生をモデルに起用する趣旨をスタイリストクラブの母体となる美容組合への説明をしました。

(2) 市役所・教育委員会・養護学校へのお願いに行きました。お祭りの主催者は一宮市で、養護学校は愛知県立の学校の為に一つの物事の承認を取り付けるにも複数にお願いしなければなりませんでした。

事例がないので困難が予想されましたが、私たちの趣旨に賛同して頂き同意を得る事が出来ました。

(3) 養護学校学生のモデル募集をして車椅子4名(うち重度1名)、心疾患1名の計5名にヘアコレクションに参加して頂ける事になりました。

6、打ち合わせ

(1) 自立歩行や杖歩行が出来る養護学生もいましたが、安全と身体への負担を考慮し、車椅子でウォーキングしてもらう事にしました。保護者の方から同世代との関わりが少ない事をお聞きしたので、美容学生に車椅子を押して養護学校生と一緒にウォーキングしてもらう事にしました。美容学生には車椅子の扱い方を体験してもらいました。

(2) 養護学生にはイベント前にカットなどを行い、当日のヘアスタイルの相談をしました。NOBAIもスタイリストクラブも週に2・3度ミーティングを重ねイベントの形が見えてきた。

この頃、地元紙にイベントの紹介記事を掲載して頂きました。養護学生・保護者の方々が自分たちが出演するイベントが記事になった事にとっても喜んで頂きました。

7、イベント当日

(1) 最初、緊張していた養護学校学生も美容学生と触れ合ううちに笑顔が出てきました。

(2) 7月27日は猛暑日でした。屋外で夕方5時30分からのス



ページの為準備段階からの水分補給や出番ギリギリまで涼しい部屋で待機してもらう等の配慮もしました。メンバー皆で朝から走り回った甲斐があり、大成功のイベントになりました。

当日の様子は、掲載の写真を見て頂きたいと思います。

8、イベントを終えて

(1) 養護学校学生・保護者の方からは感謝の手紙、養護学校の先生や役所からは来年以降も継続して欲しいと言って頂きました。

(2) NOBAI メンバーも充実した経験が出来たと喜んでいました。

9、今後について

今回のイベントを通して、前向きに頑張っている子供達と接する事ができ、私自身凄く勉強させて頂きました。

チーム NOBAI として、施設・在宅訪問に限らないアクティビティーの第1歩となったのではないかと考えております。

本日はありがとうございました。



お礼の手紙を頂きました

スタイリストクラブの皆様へ
7月21日の「浴衣ヘアコレクション」では、お世話になりました。外は暑かったけど、美容学生さんと一緒に写真撮影やウーキングをして楽しかったです。

私は、あまり浴衣を着て髪型もセットするという経験がなかったので、たは髪型が作れる時にすごく緊張しました。でも、お母さんが「早く髪型を作ろう」と言ったので、私も浴衣を着てみたいと思い頑張ったのが、きっかけです。

「最初めの打ち合わせで私は、短い髪型で「クワラル」にしてみたいなと思っていて、当日私の小さな事が叶った、うれしかったです。



浴衣も当日着てから、自分でも着ることが出来るようになりました。私は、黒やピンクなどの色が好きでした。でも青も自分に似合っているなと思わなかつたので、新鮮な気持ちになりました。

当日は、たくさんの方が来ていて、驚きました。美容学生さんが私の髪型をしてくれて、学生さんもお手伝いをしてウーキングをしてくれて良かったです。

今回、挑戦してみることが出来たので、またこういう機会があればいいなと思います。またぜひ、よろしくお願いします。

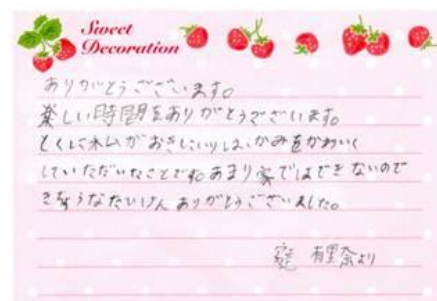
一宮養護学校
中学部3年 浅野 美香

いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。浴衣も当日着てから、自分でも着ることが出来るようになりました。私は、黒やピンクなどの色が好きでした。でも青も自分に似合っているなと思わなかつたので、新鮮な気持ちになりました。

当日は、たくさんの方が来ていて、驚きました。美容学生さんが私の髪型をしてくれて、学生さんもお手伝いをしてウーキングをしてくれて良かったです。

今回、挑戦してみることが出来たので、またこういう機会があればいいなと思います。またぜひ、よろしくお願いします。

山口 美香



NOBAIのメンバーの励みになりました

15 年間の美容福祉実践の成果と課題

安立 英雅（あんりゅう・ひでまさ）

福祉移動美容室・株式会社シルバーサポート

弊社は株式会社のため、まずは「福祉美容」が営利目的のひとつでもあることをご理解いただきたいと思います。

1997年（平成9年）の設立で、スタートした当初から一貫して「美容は心のケア」を合言葉にそしてポリシーとして施設様へ美容室を届けようと、まずは4トンベースの美容車両を作成。その後契約数を伸ばしていく中で、東京という環境の中では駐車スペースが確保できないなどの理由から、現在主流となっている施設内へ道具を持ち込む方式もスタッフ一丸で取り組み、そのことが幸いしてかおかげ様で今年の9月で丸15年を迎え、契約施設様数も250を超えるという状況に至っております。

そして弊社は前述のように営利目的の大前提として「1分100円」という理想とご利用者様と従業員スタッフ双方の「安全」という矛盾をできるだけ合致させるため

「道具の簡素化」

「システムのフォーマット化」

などご利用者様やスタッフが疲弊せず楽しんでいけるよう、様々な改善に取り組んでまいりました。

常に改善の課題に掲げる事柄として以下の4点を考えております。

1. 「ご利用者様の金銭的問題」

この問題はご利用者様の環境のため、私どもにはいかようにもなりません。ただ、1分を100円以上の価値に感じてもらえるようなメニューのフォーマットを日々作成しております。

2. 「施術者の作業状況」

様々なことを考案・構築をしても、実際に施術を行なう人間がその工程において疲弊してしまえば継続できません。常にそのことを忘れずにシステム構築をしていかなければならないということです。

3. 「ご利用者様の身体的な問題」

普段介護に携わる皆様なら重々ご承知のことかと思えます。現在様々なシチュエーションに対応する簡易的な方法は人材となっており、能力・スキルで補うことが多く均一的かつ継続的内容でないということです。

会社コンセプト

美容は
心のケア

株式会社 シルバーサポート

1997年 9月設立

所在地 東京都小平市

現在契約施設数 250施設様

出張地域 東京都・神奈川県・埼玉県



移動美容車

これをいかに道具やシステムで補っていくかということを常に定義し続けていかねばなりません。

4. 「環境を整えていく問題」

与えられる環境には限りがあります。いかにその環境をプラスアルファ、もしくはまったく違った環境整備を行なっていくかを模索していくかということでもあります。

上記内容を要約すると

「ご利用お客様の身体的なものを全てフォローでき、施術者が容易に作業し、安心安全な環境が確保できる」
ということになります。

ただ15年間かけてもなかなか前進しない、人を疲弊させてしまい改善できない内容として「シャンプー」「トリートメント」など現代の美容室が当然のように施術できているサイドメニューと呼ばれる項目が挙げられます。

今年半期、弊社の数値ですが

「カット」	84.8%
「ベッドサイドカット」	3.9%
「カラー」	5.7%
「パーマ」	3.1%
「パーマカラー」	0.4%
「その他」	2.2%

となっております

「カット系9：パーマカラー系1」

とまずは圧倒的にカットメニューが多いことがわかります。

そして上記の内容とは別に「シャンプー」などのプラスメニューとして行なう方は全体のわずか「4.1%」という少なさです。

その理由を一言で表すと、「水洗環境が整えられていない」ということです。

何の労もせず、理想的な環境をあえて想定してしまうとするなら「お風呂場をお借りできる、もしくはシャンプー台設置を行なっている施設様で、また美容施術場所から遠くなく、ご利用お客様の身体的障害が少ない」

まずこのような状況を求めること自体が難しいかと思われます。

美容風景



ビジネスと安全の両立

道具の簡素化 システムのフォーマット化

改善課題

1. ご利用お客様の金銭的問題
2. 施術者の作業状況
3. ご利用お客様の身体的な問題
4. 環境を整えていく問題

理想的なフォーマット

ご利用お客様の身体的なものを全て
フォローでき

施術者が容易に作業し
安心安全な環境が確保できる

実践報告 ⑤

そのためこの度弊社は15周年記念事業として、①身体的問題を解消する「シャンプー台」「シャンプー専用車椅子」②これまでのノウハウを生かした省スペースの駐車場にて設備できる「2トンベース美容車」の制作に取り組んでおります。

①は8月より実働しておりますが、軽量・頑丈・コンパクトで、シャンプー台は高さは上下に可動し、シャンプーボウルは左右可動や角度調整ができ、しっかりフィットしていきます。また、首置きも三か所あるためベッドサイドや前シャンにも十分対応し、現在のところ3. に対して特に大きな問題点は見当たりません。

ただ2. 4. となると課題が残ります。その課題とは「排水」「お湯の確保」この2点になります。お湯はシャンプーおひとり様あたり最低約20ℓを要します。

その際、水場へお湯を確保しにいき、また排水を行ないますが、お風呂場以外での場所（流し場など）に関してはその20ℓを持ち上げて排水するという工程を行なわなければなりません。電動排水用ポンプなどの利用もしましたが、重量もあり、耐久性も低く訪問というカテゴリーの中では実用化に至らずまだ模索中です。

やはり全ての事柄を集約するとすると②の実用化となってまいります。

実際、4トン美容車では十分にその役割を果たしておりますが、前途したように駐車スペースの問題によって全ての施設様に適用できる訳ではありません。

②の車両は現在制作過程であり、来年4月から可動のためご報告できる内容は乏しいですが、近い将来必ず良い結果報告ができると信じております。

最後になりますが、来年度弊社は初の新卒対象の求人を行なわせていただくこととなりました。

その一番の理由として山野短期大学様が「美容師」「介護福祉士」の資格を有する方を輩出するのが今年度で最終年ということです。私は福祉とは永遠の同義語と捉えております。ならば「福祉美容」も「未来永劫の美容」にしていかなばとも考えております。

今後会社としてあらゆる角度から「心のケア」を考え次世代の力をお借りして、よりスケールの大きく、全ての方の心の奥深くに届くものを継続して構築していければと思っております。

H24年 上半期メニュー分布図



新車両 (写真はイメージです) 2t車輛美容車

省スペース
シャンプーユニット完備



介護施設におけるファッションショー

小貫 紘子（おぬき・ひろこ）

グループホーム入所者家族・元小規模
多機能ホーム旭ヶ丘職員

東京都内の2つの高齢者介護施設で2011年11月6日に行ったファッションショー「おしゃれを楽しむ日、輝ける人生に想いをはせて」について、報告します。

1. 背景

今回の舞台となったのは、日野市の小規模多機能ホーム旭ヶ丘と、隣接する「グループホームしらかば」でした。「グループホーム・しらかば」は、私の実母が入所しておりました入所施設で、認知症の高齢者を対象としているのに対し、小規模多機能ホームは、通所、訪問、ショートステイを組み合わせたサービスを利用者の介護度や家族のニーズに合わせて提供する介護施設です。

このファッションショーを行うきっかけをつくったのは、2011年まで「グループホームしらかば」の利用者で、現在私が在宅で介護をしております母親の小貫久子でした。大正10年生まれの今年91歳になる久子は、夫が戦死した後、当時2歳の幼い私をかかえて自立するため、洋裁技術を身につけ、代々木で洋裁店と洋裁教室、そしてやがて日野市にファッション専門学校を設立、経営するようになりました。専門学校では毎年、作品発表のためのファッションショーを行っていました。それは、生徒の個性と感性を引き出す独自の教育として、2008年の学校閉校まで、約45年間ずっと続けられていました。



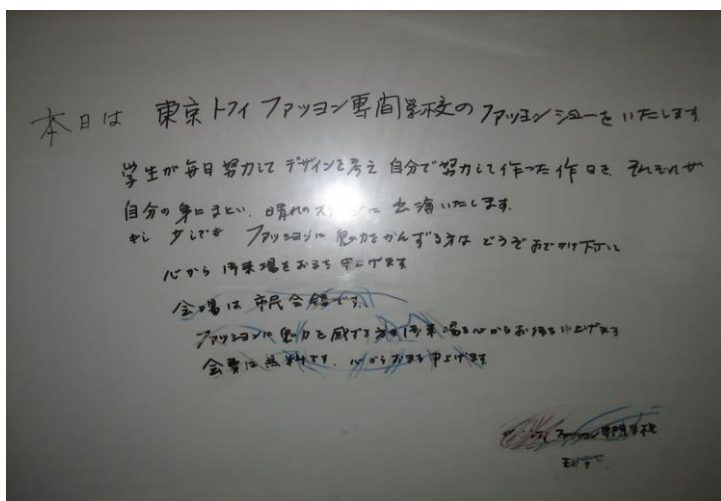
久子は80歳の頃にアルツハイマー型認知症を発症したため、学校経営を退き、大学卒業後、ずっと母の仕事のサポートをしており、私が、その後を継ぎました。認知症が進行した母を預けたのが、当時、地域に開設したばかりの「グループホームしらかば」でした。小規模多機能旭ヶ丘は、「グループホームしらかば」が開所し

た3年後に、その隣地に開設されました。両施設とも、バザーを開いたり、地域の消防訓練に参加したり、お祭りに参加するなど、地域との交流を活発に行っていました。

	小規模多機能旭ヶ丘	グループホーム しらかば
開設	平成19年6月1日	平成16年4月1日
定員	登録者は22名、うち通所での利用者12名、宿泊は4名まで受け入れ可能	9名（認知症）
職員	18名	13名
平均要介護度	2.6（ショー実施当時）	3.0（ショー実施当時）
特徴	通所、訪問、宿泊の3つの機能を持ち、柔軟に対応している。	一人ひとりの生活習慣や生活ペースを尊重し、個人の希望を叶えられるように支援している。

2. ファッションショーを実施するまで

久子が「グループホームしらかば」に入所して何年かたったある時、リビングルームのホワイトボードに何か書かれていることに気づきました。読んでみると、それは昔の記憶から久子によって書かれたファッションショーの挨拶文でした。そのホワイトボードの文字は、管理者の考えにより、いつかその想いをかなえてあげたいと消さずに、そのままずっと残されていました。



2010年の春、二つの施設の合同主催として、いよいよファッションショーを実施しようということになりましたが、ファッションショーをやるといっても、そのホワイトボードの文字だけでは久子が、どの程度ショーのことを考えているのか、本当に大勢の人を動かしてショーをやれるのか、私は実のところ半信半疑でした。そこで久

子を担当するスタッフと娘たちの協力を得て、改めて母に質問してみました。4月25日日曜日のことでした。

私「ファッションショーはどこでやる？」

母「しらかばの場所でいいんじゃないの」

私「どんなショーをしたいの？」

母「奇抜なものじゃなくて、さりげない自然な服がいいわね」

私「モデルはどうするの？」

母「しらかばの人たちがモデルになればいいのよ。ショーにはテーマが必要よ。」

私「どんなテーマ？」

母「そうね、親子、なんかどうかしら。ストーリーもないとね。」

私「しらかばの秋、はどう？」

母「ちょっと平凡ね。リハーサルもやるでしょ。ストーリーはだんだんと考えていけばいいわね。ショーには、子どもさんにも出演してもらいたいのよ」

私「どうして？」

母「子どもが出るとお客さんが喜ぶの。それにポスターやチラシも作って配らないとね」

スタッフ「では、一緒に作りましょう」

母「どうかよろしくお願いします」

その時の久子様子は、聞き取りの記録の通り、応答は実に自然でしかも明快であり、昔の母がよみがえったようでした。その2年前に、私はやむを得ぬ事情からファッション専門学校を閉校し、ヘルパーの資格をとって「小規模多機能ホーム旭が丘」の介護職員になっておりました。

私は、いまだ衰えていないこの久子の意を汲みながら、以前の多少の経験を生かし、家族と介護職員両方の立場から、このファッションショーのまとめ役をやらせていただこうと考えるに至りました。

3. ファッションショーの具体的な取り組み

ファッションショーの内容と実施方法は、次のように考えました。

- 利用者さんが主役となり、自身の思い出深い日常着を選び、コーディネートして装う
- 選んだ服についてのコメントを家族に依頼し、ナレーションとして演出に生かす
- 会場は、「グループホームしらかば」のフロアを使用し、平常のデイサービスと平行して行うことにより、利用者さんのなじみの環境を変えない

4. ファッションショーの制作過程

2010年4月に企画を開始し、家族会に提案、衣装相談、演出、選曲、各役割分担、リハーサル、そして11月6日の本番にこぎつけるまでの7ヵ月間の過程は、利用者、家族、介護者、誰にとってもが初めてのことで、戸惑いや不安もありました。

以下に、約7ヵ月にわたって進めたファッションショーの制作過程を時系列で示しました。特に困難だったことは、3つの点です。

1つは、ショーのコストをめぐる利用者の家族としての懸念、2つめは家族やスタッフの協力を得る上での困難、3つめはショーの方向性や目的をめぐる家族会の合意形成でした。

ショーのコストという点で問題になったのは、音響の設備でした。私は、ファッションショーでは音楽は大切な要素であると考えましたが、音響機材をレンタルするためには、お金がかかります。結果的には、シフトの関係で家族会に出席していなかったスタッフが話を聞きつけ、私物のアンプ、ミキサー、スピーカーなどを提供し、技術面も協力してくれるということで解決しました。

家族やスタッフの協力を得ることが難しかった最大の理由は、ファッションショーとはどのようなものか、ということ具体的イメージすることの難しさでした。また、一般的なファッションショーでは、特別な晴れ着を着るというイメージがあるのに対し、今回は、利用者のこれまでの人生や価値観をあらわすような、日常的な服でショーをする、という特徴を理解してもらうことにも、一定の時間がかかりました。これについては、久子が経営していた専門学校のファッションショーのビデオを家族会で視聴することや、趣旨の説明を丁寧に行うことによって、イメージの共有を図りました。

また、スタッフの協力については、特に小規模多機能の介護職員は、グループホームに比べると、利用者の生活に踏み込んだ関わりをする度合いがやや異なり、通常の業務に加えて、家族に衣装についての声かけをしたり、相談に乗ったりすることに、やや抵抗を感じたスタッフもいました。

また、発起人の小貫久子がグループホームの利用者であったため、小規模多機能としては、当事者という意識が生まれにくく、温度差がある状態がしばらく続きました。しかし、ファッションショーのイメージが具体的になり、当日が近づくにつれて、リハーサルをし、職員一人一人の役割分担が明確になると、俄然気運が盛り上がり、一致団結して、準備にあたることができました。

3点目は、家族会として、ショーの方向性を共有することに、時間がかかりました。利用者の家族からは、施設の行事として、内容はともかく、利用者本位にすればよいのではないかと、あまり凝らな

くてもいいのではないかと、いった、やや消極的な意見も出されました。調整役の私としては、久子の個人としての思いを尊重し、ファッションの第一線で活躍した母が納得するような、一定の完成度を目指しながら、かつ、高齢者施設の一行事として、利用者や家族の視点を生かしたショーをどのように具体化するかについて、悩ましい日々が続きました。私のなかでは、久子の家族として、ショーを実現したいという気持ちとともに、一人の職員として、家族や他のスタッフを巻き込んでしまうことに対する申しわけなさもつきまとい、できればサポート役に徹したいという希望がありました。これについては、「久子さんを代弁できるのは、小貫さんしかいないのだから、遠慮せずもっと前に出て欲しい」、という家族会の仲間の意見を取り入れて、先頭で指揮を執る覚悟を決めたことによって、家族会の理解も得られるようになりました。

- 3月 年間行事計画づくり：秋にファッションショーをすることが決まる
- 4月 企画の立ち上げ・第1回打ち合わせ（4月25日）で、テーマは親子・家族と決定。開催時期を絞り込む。
- 5月 家族会を開催し、ショー参加の有無、個人情報の開示について家族の了承と賛同を得る
- 6月 家族に、衣装（日常着）を提供して頂くように個別に依頼
- 7月 演出の相談を開始する
- 8月 衣装が揃わないため、家族会（グループホーム・小規模多機能との合同）で日常着を持参するように、改めて依頼する。ナレーションに入れるため、大正・昭和期に生きた利用者の人生を文章で出して欲しいことも併せて依頼。フロアショーでの動きを決定するため、車椅子の利用などについて、家族の意向を確認。
- 9月上旬 家族会で、予算や舞台設営、タイムテーブル、衣装についての説明を行う。専門学校でのファッションショーの映像を見せて、イメージを共有した。利用者それぞれに、担当のスタッフを決め、衣装についての「催促」や相談を行う
- 9月下旬 私物の帽子、マフラーなどを出来るだけ用意し、コーディネートについて、個別相談を受け付ける
- 10月中旬 家族会が参加して、初めてのリハーサルを行う。チラシ広告を作成し、近所にポスティング。また、近隣の高齢者施設に周知を行う。
- 10月下旬 使用する音楽（BGM）を、利用者の個性や雰囲気、ストーリーに合わせて選曲する。ナレーションの台本づくり。
- 11月上旬 地域の広報誌にファッションショーのことが掲載され

る。ケーブルテレビによる取材の確認。2 回目のリハーサルで、利用者の動き（入り、ハケの方向）や、待機用の席の位置などを確定。

11 月 5 日 会場づくり（前日）

11 月 6 日 ファッションショー本番



スタッフらと演出の相談



フロアショーのイメージ作り



リハーサル風景①



リハーサル風景②

5. ファッションショーの制作を通じた利用者や家族の変化

ファッションショーの企画や準備の過程では、ショーの主演となった利用者の方たちの個性やこれまでの人生が浮かび上がり、また協力して下さったご家族との関係にも、変化がみられました。以下にその例を示します。

5-1. 地域から小さな二人のゲストが参加

久子のアイデアで「ショーに子供が出るとお客さんが喜ぶのよ」と言ったことを生かし、時々お母様とグループホームを訪れて下さっていた二人のお子さんに、「地域のお客様」としてファッションショーのオープニングを飾っていただきました。

5-2. スカートを着用したAさんの息子さん

Aさんの息子さんは、いつも不機嫌そうな様子でお母様を小規模多機能のデイサービスに連れて来られていましたが、ショーへの協

力をお願いすると、おしゃれなスカートのコーディネートを用意されました。当日は、熱心に写真をとられ、それ以来、息子さんは見違えるように明るくなり、よく話をして下さるようになりました。



小さなゲスト



Aさん

5-3. 図工の先生だったBさん

Bさんは、歩行が困難で、食事介助が必要ですが、認知症ではなく、コミュニケーションはできますし、笑顔が見られるなど、感情表出ができる方です。現役時代は、小学校の図工の先生で、海外旅行へもよく出かけていたそうです。外出時によく着ていたというマントを娘さんが選ばれ、ベレー帽に絵筆をもって、車椅子で登場されました。

5-4. 懐かしい義母の手織りの着物を選んだCさん

Cさんは、小規模多機能の利用者で、認知症はなく、自立度も高い方ですが、足腰が弱くなってきており、家族の希望で、主にデイサービスを利用されている方でした。施設では、野菜を切ったり、料理の腕を振るうなど、率先して動いて下さる方です。現役時代は、国鉄で長く勤められました。衣装は、すでに他界された奥様の母親が、Cさんのために織って作った着物を、ぜひ着たいとご自身で選ばれました。ご本人にとっても、またご家族にとっても、家族のつながりを再認識できる機会となりました。真赤な番傘をコーディネートし、華やかにフロアを歩かれました。



Bさん



Cさん

5-5. 弓道の袴を選んだDさんと学生服姿のご主人

認知症で、小規模多機能の利用者であるDさんは、昔のアルバムから弓道をされていたことがわかり、袴姿での登場となりました。ご主人は、一度着てみたかったとたつての希望から学生服（「学ラン」）を着ることになりましたが、帽子などの小物が揃わず、家族やスタッフが奔走して、やっと一揃いを準備しました。本番では、二人仲睦まじく歩かれ、ご主人は「ショーをやってくれてありがとう、一生の思い出だよ」と喜んで下さいました。しかし、ショーの2年後、ご主人が急逝され、本当にこれが最後の思い出となってしまいました。

5-6. Eさんは社交ダンスを披露

ご家族の話によると、認知症のEさんは若い頃から社交ダンスが趣味で、おしゃれさんだったとのこと、ダンスのできる男性スタッフのエスコートで華麗なステップを披露されました。パンプスをはくと背筋がピンと伸びて見違えるように若々しく、音楽にのって少女のような笑顔がこぼれました。



Dさんご夫妻



Eさん（左）

5-7. Fさんは美容師としてヘアメイクを担当

Fさんは、軽度の認知症で、閉じこもりがちとなり、デイサービスにもなかなか来られなかった方でしたが、元美容師さんだったので、ファッションショーのヘアメイクをお願いすると快く引き受けてくださり、実にテキパキとみごとに活躍されました。当日、客席のお孫さんから花束を贈られたご本人の笑顔は、とても自信に満ちて輝いていました。

5-8. GさんのBGMは、英会話教室で習ったテネシーワルツ

Gさんは、家族会で常にリーダーシップをとり、率先してご協力下さっている方のお義母さまです。グループホームから地域の英会話教室に通われていた頃、大好きなテネシーワルツを英語の歌詞で習いました。当日は音楽に合わせ、ご家族が手をとってフロアを歩き出すと、お義母さまが自然に英語で唄っておられるのでびっくりされたそうです。



Fさん（左）



Gさん（左）

6. ファッションショーの成果

ファッションショーというかたちで利用者さん一人ひとりにスポットライトが当たることにより、思い出の衣装と背景にある暮らしの歴史を通して「その人らしい生き方」を理解することができました。過去の大切な記憶を呼び戻すことにより、認知症の人が自信と意欲、心の安定を得ることができたと考えています。今回のファッションショーの実施方法は、たまたま一人の利用者の夢をかなえようと始まったことが、ショーをつくりあげる過程の中で、本人、利用者はもちろんのこと、家族、介護スタッフなど様々な人々に相乗効果をもたらす結果となり、認知症高齢者の QOL（生活の質）向上に有効であると感じられました。

7. ファッションショーのその後

ファッションショーを実現した後、母をはじめとする利用者や、ご家族、介護スタッフには、いささかの変化が見られました。企画者であった久子本人の変化としては、企画のスタートからショーに対する自分の考えをはっきりと述べ、往年のはつらつとした姿を彷彿とさせました。ショーの後の感想を聞かれると、「少し直したいところがあるので、もう一度やりたいと思います」と発言しました。その他の利用者さんたちは、ショーの制作過程を通して、それぞれが明るい笑顔と満足感に溢れ、「とても楽しかった」との声が聞かれました。

ご家族にとっては、日々の介護負担を軽減するひとときとなったようです。「こんなことができるとは思わなかった」「あらためて昔の幸せな日々を大切に思った」と家族としての絆を再発見する機会となりました。さらに、スタッフの変化がみられました。現場でのスタッフ相互の結びつきが密接になり、チームワークが生まれました。「ファッションショーができるなんてすごいことだと本当に驚いた」と介護に対する意識そのものも、変わってきた様子が見られました。

8. おわりに

当日は、60名に上る観客が来場し、会場が満員となりました。ショーはお客様を巻き込み、「人生の賛歌」への共感と感動につつまれました。観客からの感想には、「一人ひとりの人生を垣間見られたようで感動し、涙があふれた」というコメントもあったほどでした。このファッションショーは、日野市のケーブルテレビにより、地域のニュースとして放映されました。ショーが終わった後、家族として強く感じたことは、「やるなら今しかない」という介護現場からの時期の見極めが、実に的確であったということでした。ショーを実施して、3年経った今、利用者さんの認知症は、母を含めてみな進行し、もう残念ながら同じメンバーでファッションショーを行うことは、望めません。あの時だからできたことだったと痛感しています。今もファッションショーのビデオを繰り返し見る度に、利用者さんも家族もそしてスタッフもあの日のことを思い出してみな晴れやかな笑顔に包まれます。

このようなファッションショーが実施できたことは、利用者さん、ご家族、スタッフその他沢山の方々のご理解とご協力の賜物でした。そして付け加えるならば、母、久子本人に、決して自分を失わないプライドと強い意思があったことも実現の大きな要因になりました。しかし何よりも、介護の原点として、常に利用者さんの人格と個性を尊重するというゆるがぬ信念のもと、凜として私の背中を押して下さった管理者の神本三恵子氏がおられたからこそと、深く感謝しております。

また、山野美容芸術短期大学の学生さんが当事業所で現場研修をされたことがご縁となり、美容福祉学科の大西典子先生のご尽力によって、このような発表の機会をいただくことができました。ここに心よりお礼申し上げます。

<資料>

一般社団法人・日本美容福祉学会 設立から現在までの活動実績

◆日本美容福祉学会設立総会

1999(平成11)年11月11日

日本外国特派員協会(東京・有楽町)

「日本美容福祉学会」設立趣意書

我が国の生活水準は、第2次世界大戦終了後著しく向上し、その結果西欧諸国と肩を並べ、むしろこれらの諸国を凌駕する状態になってきたことは、慶賀の至りであります。

現在、国民の総所得は、世界のトップグループに入っておりますが、個人所得、住宅事情、交通機関の整備などでは必ずしも満足のいく状態ではありません。さらに最近の経済不況によって、失業率は我が国史上、最高率を更新しつつあり、好景気時代の国民の生活価値観の多様化の影響を受けた不満感も大きくなってきております。

一方、国民の健康面をみると、生活習慣に起因するいわゆる「生活習慣病」に悩んでいる方が多くなってきています。最近、我が国の人々の社会生活は、人口の高齢化、出生率の低下による少子化、国際化の進展、産業技術の進歩発展、生活価値観の多様化等、国民の福祉と健康に影響を与える条件が急激に、しかも大きく変化いたしました。その結果、21世紀を迎えるに当たって、社会福祉の面では、単に所得保障、住宅の確保など恩恵を施すものだけでなく、生活を豊かにし、人間性を高めるものであり、いわゆる生活の質(Quality of Life=QOL)の向上をもたらすものであります。また健康面でも、生活習慣病、再興感染症、ストレスの時代と言われるようになりました。このように福祉面、健康面のいずれも、すべての国民を対象として取り組む時代となりました。

一方、生活価値観の変化の中には、従来パーマをかける、ヘアカットをする、化粧をする、髭を剃る、ネクタイを結ぶといった行為が、単なる「きれい」「カッコイイ」「華美」「キザ」としたとらえ方ではなく、生活にとって必須の要素として受け取るようになってきました。今後はこうした行為が、「身だしなみ」「おしゃれ」「エチケット」の一つとして、積極的に生活の質の向上のために求められるようになっていくでしょう。

21世紀を迎えるにあたって、高齢社会における社会福祉のあり方について如何にあるべきか、を考えなければなりません。すなわち高齢者、障害者の要介護者、介護者の人間性が尊重され、生活

の充実のためには、介護を中心にしながら広くすべての国民を視野に入れて、健康面に配慮しつつ、「身だしなみ」「おしゃれ」としての諸行為を積極的に取り入れ、高齢者、障害者の自立、個性豊かな生活を達成することが必要であろうかと思われます。

今回、こうした新しい社会福祉のあり方を考え、また経済的な面での福祉の充実だけでなく、心理、精神的な面での充実を如何にするべきかを課題として、福祉学、美学、哲学、医学、看護学、保健学、栄養学、心理学、介護学等の学問分野などと、化粧、美粧、装い、豊かな生活等の生活面での実践活動分野を併せて、「美容福祉」の学問の確立と社会サービスの充実及び学際的並びに国際的研究の促進を目的として「日本美容福祉学会」を設立することにいたしました。

本学会の事業は、学術集会及び研究会の開催、研究助成並びに調査の実施、社会福祉事業関係者の資質の向上、公開講演会の開催、内外の諸学会及び関係団体との連携及び協力、学会誌その他刊行物の発行等であります。

本学会の対象とする分野が生活全般にわたることから、国内外の多くの学会、関係諸団体との協力を図り、多くの方のご参加をいただくことが必要と考えております。

本学会の設立とその発展のために、設立趣旨をご理解のうえ、是非とも多くの皆様方のご参加と多大なるご支援を心からお願い申し上げます。

【設立発起人】(カッコ内は当時の所属)

大島恭二(東洋英和女学院教授) 岡本民夫(同志社大学教授) 古野谷亘(聖学院大学教授) 大坊郁夫(北星学園大学) 西坂才子(スリムビューティハウス) 野坂勉(大正大学教授) 原田克己(大妻女子大学教授) 丸山欣哉(宮城学院女子大学教授) 米山岳広(武蔵野女子学院大学助教授) 星野卓雄(東京テミス法律事務所) 堀部美行(堀部モードインターナショナル代表) 新藤アイ(山野流着装宗伝) 福渡靖(山野美容芸術短期大学教授) 山野愛子ジェーン(山野美容芸術短期大学教授) 渡辺聰子(山野美容芸術短期大学教授) 多田正明(山野学苑秘書室長) 三宅政志公(山野美容専門学校事務局長) 福島清(山野美容芸術短期大学事務局長)



◆第1回学術集会

2001(平成13)年4月28日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

『福祉』と『おしゃれ』21世紀…介護の視点から

<講演>

「介護施設における『おしゃれと身だしなみ』への関心」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<シンポジウム>

「21世紀の高齢者・障害者と『おしゃれ』と『身だしなみ』美容の役割」

◇装いの立場から＝渡辺聡子(山野美容芸術短期大学教授)◇住居の立場から＝辻育美(福祉住環境コーディネーター)◇化粧心理の立場から＝日比野英子(山野美容芸術短期大学助教授)◇福祉文化の立場から＝小林博(茨城キリスト教大学教授)◇医療施設の立場から＝桑田美代子(青梅慶友病院看護・介護開発室長)◇福祉施設の立場から＝江國泰介(知的障害者施設「入道雲」施設長)

<エキジビション>

「車イス利用者の和装着付け・ヘアー&メイク
<ワークショップ>

講習「車イス利用者の和装着付け」

◆第2回学術集会

2002(平成14)年10月20日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「美容福祉の可能性」

<講演>

「おしゃれと身だしなみに関する全国調査」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<エキジビション>

「高齢者の美容」鈴木昌子(山野美容芸術短期大学教授)、及川麻衣子(山野美容芸術短期大学講師)

<特別講演>

「高齢者にとって、生きるということ、装うということ」樋口恵子(東京家政大学教授)

<シンポジウム>

「美容福祉の可能性＝現場からの提言」座長＝佐藤林正(九州看護福祉大学教授)◇精神科病院に美容室を開設して＝岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院精神保健福祉士)◇老人施設におけるコスメティック・セラピー＝原千恵子(山野美容芸術短期大学助教授)◇色彩からのアプローチ＝南涼子(カラー・コンサルタント)

<ワークショップ>

「高齢者のハンドケア＝ネイルケアやハンドマッサージの方法」

◆第3回学術集会

2003(平成15)年11月2日

東京・八王子学園都市センター(八王子市)

《テーマ》

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」

<講演>

「おしゃれと身だしなみ全国調査・SACの概念」塩原正一(日本美容福祉学会会長)

<一般演題発表>

①福祉施設職員の施設利用者への化粧・おしゃれに関する意識—A社会法人での調査から—足立香織②「高齢者に対する美容調査」後藤智之他③「痴呆性高齢者へのセラピー効果—自己像描画の検討から—」原千恵子④「昭和大学烏山病院内美容室の活動—精神科・高齢者専門病院における美容室の役割と必要性」伊藤麻衣子他⑤「高齢者施設における美容福祉の実践—美容福祉学科卒業生の取り組みと現状報告」木谷佳子⑥「頭スッキリ体操でリフレッシュ—創造的なプログラムにとりかかる前に—」高木弘⑦「介護における色彩の活用と実践」南涼子⑧「在宅ケアとSelf Art Care」平尾良雄他

<特別講演>

「生きるほどに美しく」山野正義・山野美容芸術短期大学学長、「自己表現と福祉」宮川俊彦・国語作文教育研究所長

<シンポジウム>

「セルフアートケア(SAC)と美容福祉」座長＝岩崎由美子(昭和大学附属烏山病院)◇音楽療法の立場から＝唐澤清美(音楽療法士)◇コミュニケーション・インストラクターの立場から＝島吉琴子(コミュニケーション・インストラクター)仁野衣子(コミュニケーション・アドバイザー)◇アロマセラピーの立場から＝安珠(アロマセラピスト)

◆第4回学術集会

2005(平成17)年1月25日

山野美容芸術短期大学(八王子市)

《テーマ》

「生きるほどに美しく……美容福祉のこころ」＝2005新春セミナー

<講演①>

「介護施設がのぞむ美容福祉」木川田典彌(社団法人全国介護老人保健施設協会常務理事、NPO法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会代表理事)

<講演②>

「施設内理美容室エリザベートについて」鈴木長

治（医療法人ケアテル最高経営責任者・専務理事）
＜講演③＞

「心理学から見た美容福祉」原千恵子（東京福祉大学大学院教授

＜パネルディスカッション＞

「訪問美容奮戦記—NPO全国介護美容福祉協会登録美容師」佐野美恵子（在宅訪問）／加納静江（府中療育センター）／伊藤雅美（ケアテル猪苗代）／鈴木いづみ（ケアテル猪苗代）／杉本剛英（多摩永山病院）／村木代志美（多摩永山病院）／有村亜紀子（多摩永山病院）

＜まとめ＞

「これからの訪問美容に期待すること」＝佐藤典子・至誠ホーム「スオミ」アクティビティ・プロデューサー

◆第5回学術集会

2005(平成17)年10月23日

山野美容専門学校（東京・渋谷区）

《テーマ》

「美容福祉 新たな展開」

＜基調講演＞

「今、美容福祉が求められている」一番ヶ瀬康子・長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授・山野美容芸術短期大学客員教授

＜シンポジウム＞

「今、美容福祉がもとめられている」◇社会福祉研究者の立場から＝一番ヶ瀬康子（長崎純心大学教授・日本女子大学名誉教授）◇私たちが求めている美容福祉＝上山のり子（駿台トラベル&ホテル専門学校講師）◇美容福祉サービスを利用する親の立場から＝坂口幸美（八王子市重症心身障害児デイサービス「こあら」運営委員）◇今、美容福祉が求められている＝佐野美恵子（美容福祉師、山野美容芸術短期大学講師）◇100歳のファッションモデル＝島崎隆太郎（社会福祉法人浴風会・特別養護老人ホーム第三南陽園施設長）

＜事例・研究発表＞

〔美容福祉援助理論・障害者の事例部門〕

（座長＝大西典子）

①「美容福祉援助持論仮説Ⅰ」濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）②「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅰ」荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）③「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際・事例Ⅱ」黒田文美、河野誠二（山野美容芸術短期大学）④「精神障害者の共同作業所喫茶R—美容福祉援助活動の実際」西川奈美、及川麻衣子、中嶋理（山野美容芸術短期大学）

〔高齢者等の事例・調査・開発〕

（座長＝濱田清吉）

①「美容福祉技術講習受講生の意識調査」鈴木昌子（山野美容芸術短期大学）②「美容福祉技術講習受講生の意識調査（速報）と今後の課題」秋元弘子（山野美容芸術短期大学）③「『すいこ〜ム』ができるまで」奥山一成（山野美容芸術短期大学）田爪正気（東海大学健康科学部）④「ひきこもり女性に対する化粧を用いた心理的援助の検討」野澤桂子（山野美容芸術短期大学）⑤「高齢者のケアプランに美容セラピーを導入」木谷佳子（介護老人保健施設銀の船よこはま）⑥「在宅における訪問美容福祉の役割について」佐野美恵子（NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師）

◆第6回学術集会

2006(平成18)年10月22日

山野美容専門学校（東京・渋谷区）

《テーマ》

「美容福祉 その理論と実践」

＜特別講演＞

「障害者福祉政策の今日」八代英太・トータル福祉アドバイザー

＜シンポジウム＞

「おしゃれは、生きる楽しみ」◇日比野英子・神戸親和女子大学教授◇木実谷哲史・島田療育センター院長◇芝敏子・八王子福祉園地域支援コーディネーター◇後藤智之・「ヒルトップロマン」介護福祉士◇久保みち子・美容福祉師◇司会＝中島理・山野美容芸術短期大学教授

＜事例・研究発表＞

〔調査・統計：事例障害福祉部門〕

（座長＝濱田清吉、副座長＝黒田文美）

①「技術と心の交流」古山智（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）②「本学における美容福祉演習、ボランティア活動の実際とその意義—過去5年間における活動集計からの検証」濱田清吉、久保田智弘、川口剛史、及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）③「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子（東京都八王子福祉園地域支援コーディネーター）④「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実際」黒田文美、山内朝江、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）⑤「重症心身障害児への美容福祉援助～美容室椅子でのポジショニングの工夫」山内朝江、黒田文美、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）⑥「きもの文化のバリアフリー」西川奈美、山下牧子、青木和子（山野美容芸術短期大学）⑦「美容福祉援助技術の方法—その計画と進め方、

記録について」濱田清吉、荒井典子（山野美容芸術短期大学）⑧「障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察」岸川皇生（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）⑨「初めての美容福祉活動」荒井裕美（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）⑩「重症心身障害児施設でのボランティア活動、美容福祉演習を行って」高橋萌（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）⑪「重症障害をもつ子への美容福祉援助の実例、事例Ⅰ＜美容室＞」荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）松井綾子（八王子重症心身障害児地域デイグループ「こあら」）⑫「知的障害を持つ人への美容福祉サービスとその考察—1事例を通して」鈴木里美（ヘアサロンソシエ）濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

〔調査・統計：事例高齢者福祉部門〕

（座長＝中嶋理、副座長＝及川麻衣子）

①ミチコ・エン（ケアホーム）に見る美容福祉の実践—社会福祉専攻科サンノゼ研修レポート」遠藤まな（山野美容芸術短期大学社会福祉専攻科）渡辺聰子（山野美容芸術短期大学）②「平成15年度美容福祉学科入学学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子（山野美容芸術短期大学）③「高齢者施設における美容福祉の位置づけと導入について—文献展望からの考察」木谷佳子（介護老人保健施設「銀の舟よこはま」）④「認知症予防プログラムにおける美容技術援助の報告」及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）府中市立介護予防推進センター⑤「在宅における美容福祉援助の実例」佐野美恵子（NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師）⑥「美容施設による心理的効果—不安感・うつ軽減について」原千恵子（東京福祉大学大学院）南弥生（シェルブール代表）⑦「救護施設利用者の美容・整容に対する意識調査」大西典子、大野淑子、鎌田正純（山野美容芸術短期大学）林昭宏、平間鈴折（救護施設光華寮）⑧「美容福祉援助活動の実例—認知症高齢者通所介護施設Nにおけるボランティア活動」黒田文美（山野美容芸術短期大学）⑨「本学における美容福祉実践活動—美容福祉実践研究会報告」古山智（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）美容福祉実践研究会一同⑩「美容福祉実践への取り組み」古澤はるか（山野美容芸術短期大学美容福祉学科2年）⑪「美容福祉への第一歩」三国桂輔⑫「美容福祉 認知症を知る」山本真希（山野美容芸術短期大学美容福祉学科1年）

◆第7回学術集会

2007(平成19)年10月27日

山野ホール（東京・渋谷区）

《テーマ》

「美容福祉 その現状と課題」

＜基調報告＞

「福祉施設への美容福祉導入意向調査について」

浜田清吉・山野美容芸術短期大学助教授

＜シンポジウム＞

「美としあわせの追求」◇医療の立場から＝白澤友裕・Dr. トーム美容医学研究所所長◇福祉施設の立場から＝石井美智子・島田療育センター療育長◇福祉施設の立場から＝西堀理・島田療育センター療育主任◇訪問美容実践者の立場から＝大平千代子・美容福祉師

＜事例・研究発表＞

〔A 障害者福祉部門〕

（座長＝大西典子、副座長＝武藤祐子）

①「初対面の方に対する情報のあり方」古山智（山野美容芸術短期大学美容福祉学科美容福祉学科3年）②「利用者本位の新たな福祉サービスの向上に向けて」芝敏子（八王子福祉園地域支援コーディネーター）及川麻衣子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）③重症障害をもつ子への美容福祉援助技術の実例 事例Ⅰ＝在宅にて」荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）④「障害者福祉において今後美容福祉に期待するもの」鶴田悦子（看護師・介護支援専門職）⑤「きもの文化バリアフリー（男性の装い）」山下牧子、西川奈美、青木和子（山野美容芸術短期大学）⑥「高齢者障害者の衣服をテーマとした授業での高齢者・障害者との関わり」大野淑子、渡辺聰子（山野美容芸術短期大学）⑦「美容福祉活動事例報告」杉本剛英（ヘアライフステーション「ソラ」）⑧「特別支援学校における美容福祉導入への取り組み—卒業単元授業案を作成・実施して」黒田文美、荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）野崎健（都立特別支援学校）⑨介護におけるメイクアップの必要性と意義」公文裕子（山野美容芸術短期大学）⑩「在宅における美容福祉援助の実例」佐野美恵子（NPO全国介護美容福祉協会美容福祉師）⑪「重症心身障害児・者と援助関係を築くための情報収集」濱田清吉、黒田文美、荒井典子、山内朝江（山野美容芸術短期大学）

〔B 高齢者福祉部門〕

（座長＝佐野美恵子、副座長＝荒井典子）

①「美容福祉実践における利用者理解の大切さ」古澤はるか（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）②「介護老人保健施設『めぐみ』における美容クラブ活動『乙女倶楽部』の取り組み」岡本

勝子（ピアノ・ネートル）野澤桂子（山野美容芸術短期大学）③「介護福祉と要介護高齢者に対して美容の意義と役割」南弥生（ヘルスケア理美容ネットワーク代表）④「高齢者施設に働く山野美容芸術短期大学「美容福祉学科」卒業生の活動」木谷佳子（介護老人保健施設・銀の舟よこはま）⑤「高齢者の美容室・理容室利用状況に関する男女の比較」安藤理美（山野美容芸術短期大学）⑥「スウェーデン・デンマークの高齢者福祉」佐藤典子（社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホームスオミ、アクティビティ・プロデューサー）⑦「健康と美容福祉～「相撲健康体操」の新しい可能性」下家由起子（山野美容芸術短期大学）⑧「利用者の情報収集、アセスメントを実施しての美容福祉援助活動の試みー認知症対応型共同生活介護（グループホーム）Nについて」濱田清吉、黒田文美、及川麻衣子、荒井典子（山野美容芸術短期大学）竹村弘子、沖西宏美（グループホームN）⑨「米国サンノゼ・ケアホーム入居者に見る社会活動とおしゃれ」大西典子（山野美容芸術短期大学）⑩「終末期における美容福祉援助の実例ー家族をつないだハンドマッサージの事例報告」及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）⑪「平成16年度『訪問介護員養成研修2級課程』受講学生の意識変化と今後の課題」秋元弘子（山野美容芸術短期大学）

◆「一般社団法人・日本美容福祉学会」発足

日本美容福祉学会理事会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、「一般社団法人・日本美容福祉学会」に改組することを決定申請し、2008(平成20)年7月14日付で改組発足した。詳細は「定款」参照。

◆第8回学術集会

2008(平成20)年10月7日

山野美容芸術短期大学（八王子市）

《テーマ》

「美容ケアを考える」

<基調講演>

「医療・福祉における美容ケア」野澤桂子・山野美容芸術短期大学准教授

<研究発表・実践報告>

〔A 研究発表部門〕

（座長＝大野淑子、副座長＝松下能万）

①「高齢者の美容～社会参加に与える影響について」井坪歩（カネボウ化粧品ビューティカウンセラー）②「ターミナル期の高齢者における美容福祉の有効性について」野村歩（社団法人東京蒼生会特別養護老人ホーム第二万寿園）③「美容福祉への拘りー山野短大卒業生の活動から」木谷佳子

（介護老人保健施設・銀の舟よこはま）④「社会活動をする高齢女性の装い志向性に関連する要因」安藤理美（山野美容芸術短期大学）⑤「化粧品療法の効果測定の方法ー高齢者の自己描画」原千恵子（東京福祉大学大学院）⑥「実践研究・美容福祉 10 のインテリアデザインー医療福祉のインテリアデザイン研究から」藤澤忠盛（長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科）吉田真澄（研究室メンバー）

〔B 実践発表部門〕

（座長＝秋田留美、副座長＝武藤祐子）

①「美容福祉・障がい者就労支援とのマッチングにおける新たな挑戦ー福祉美容室と障がい者就労継続支援B型・鳥取型」井手添敬子（NPO「楽」）②「学生の卒論課題・フットケアに取り組んで」荏原順子（新潟青陵大学）③「施設における高齢者美容援助の課題」餘目玲子（西南学院大学大学院）④「美容ケアを考える」杉本剛英（ヘアースターション「ソラ」）⑤「重症心身障害児施設における美容福祉アドバイザーの役割」黒田文美、荒井典子、濱田清吉（山野美容芸術短期大学）

◆第9回学術集会

2009(平成21)年10月24日

山野ホール（東京・渋谷区）

《テーマ》

「ジェロントロジーの意義とその展開～美容福祉の視点から」

【特別公開講座】

<基調講演>

「ジェロントロジーの現在と未来」ジェラルド・C.デビソン（南カリフォルニア大学教授）

<講演①>

「日本におけるジェロントロジーの発展」辻哲夫（東京大学高齢社会総合研究機構）

<講演②>

「美しいこと・老いること～美容の心理学」阿部恒之（東北大学大学院）

<講演③>

「高齢社会における美容の役割」野澤桂子（山野美容芸術短期大学）

<講師と参加者の総合討論>

司会＝鎌田正純（山野美容芸術短期大学）

【研究発表・実践報告】

（座長＝漆原克文、副座長＝大野淑子）

<研究発表>

①「認知症高齢者の心理療法について」原千恵子（東京福祉大学大学院）②「美容・整容による認知症高齢者の変化～自画像分析を中心に」餘目玲子（西南学院大学大学院）③「施設入所の認知症

高齢者に対する美容マッサージ効果の研究」金銀玉（特別養護老人ホーム第三南陽園）④「重症心身障害児施設入所者における高齢化の現状と美容への期待」荒井典子（山野美容芸術短期大学）⑤「山野美容芸術短期大学におけるジェロントロジー研究」武藤祐子（山野美容芸術短期大学）
＜実践報告＞

（座長＝佐野美恵子、副座長＝荒井典子）
①「ジェロントロジーにおける美容の役割と可能性」及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）②「美容福祉の現場から見てきた『美容福祉の展望・鳥取型』」井手添敬子（NPO「楽」）③「訪問理美容を新しい福祉産業として創出する」奥山一成（NPO全国介護美容福祉協会）④「障害者の自立支援・就労支援における美容福祉プログラム」及川麻衣子（山野美容芸術短期大学）⑤「アクティビティケアと美容福祉」多田千尋（芸術教育研究所）

◆第10回学術集会

2010(平成22)年11月2日

山野美容芸術短期大学（八王子市）

《テーマ》

「ヘルスプロモーションと美容福祉」

＜基調講演＞

「女性のトータルヘルスプロモーション」横倉恒雄（医療法人社団健人会横倉クリニック）

【研究発表・実践報告】

（座長＝漆原克文、副座長＝佐伯久美子）

＜研究発表＞

①「美容を通して施設利用者のQOL向上を図るために一考察」金ドヨン（桜美林大学大学院老年学専攻）②「精神的ストレスと化粧によるストレス緩和作用—唾液中クロモグラニンAの定量的検査法による化粧行動の評価」大西典子、田嶋順子（山野美容芸術短期大学）網野和代（救護施設光華寮）③「プラセボを用いたアミノ酸食品の効能評価」郷間宏史（名古屋大学大学院）他④「化粧療法 認知症患者への化粧の治療的効果について」餘目玲子（西南学院大学大学院）

＜実践報告＞

（座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子）

①「美容によって変化する利用者の意識」松田あかり（山野美容芸術短期大学美容福祉学科3年）②「在宅からグループホーム—訪問美容の実践」佐野美恵子（美容福祉師）③「エアーブラシを使用時の美容福祉」奥山一成（NPO全国介護美容福祉協会）④「病院出張美容時におけるヒヤリハットの現状と対策」井手添敬子（NPO「楽」）⑤「チームにおける美容福祉活動」森欣也（福祉

美容師）

◆第11回学術集会

2011(平成23)年10月11日

山野ホール（東京・渋谷区）

《テーマ》

「ジェロントロジーと美容福祉～QOLへのアプローチ」

【特別公開講座】

＜基調講演＞

「美容師と対人サービス専門職者のためのストレスマネジメント」ジェラルド・C. デビソン（南カリフォルニア大学教授）

＜講演①＞

「長寿社会を考える視点」小野太一（東京大学公共政策大学院教授）

＜講演②＞

「山野学苑とジェロントロジー」山野正義（学校法人山野学苑理事長）

【研究発表・実践報告】

＜研究発表＞

（座長＝大野淑子、副座長＝荒井典子）

①「化粧療法 認知症患者への化粧の効果とQOLについて」餘目玲子（西南学院大学人間科学研究科）②「創造性を育てる未完成絵画療法」原千恵子（東京福祉大学大学院）③「高齢者における美しい姿勢と活動的な動作創り—その指導方法」生山匡、JOHN PAEKER、鈴木ひろ子、山本恵子（山野美容芸術短期大学）古田裕子（オフィス・ケア）

＜実践報告＞

（座長＝大西典子、副座長＝佐伯久美子）

①「東日本大震災 被災地での実践報告」杉本剛英（美容室そら、福祉美容師）②「宮城県石巻市での訪問美容を体験して」山下玲子（福祉美容師）③「A重症心身障害児施設におけるQOLへのアプローチ 事例1」荒井典子（山野美容芸術短期大学）④「緩和ケアを受けながら今を生きるKさんが訪問美容に求めるもの」佐野美恵子（美容福祉師）⑤「美容福祉・実践と展望—鳥取型」井手添敬子（NPO楽理事長、福祉美容師）⑥「アクティビティの一環としての訪問美容」佐藤典子（アクティビティ・プロデューサー）

一般社団法人・日本美容福祉学会 定款

「日本美容福祉学会」＝平成 11(1999)年 11 月 11 日設立

「一般社団法人・日本美容福祉学会」＝平成 21(2009)年 7 月 23 日改組

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本美容福祉学会と称し、英文では、General Incorporated Association Japanese Society of Aesthetics and Welfare と表記する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、美容福祉の理論と実践に関する研究及び事業並びに普及活動を推進し、高齢者及び障がいのある人々並びに福祉事業に携わる人々の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 美容福祉に関する学術的研究と理論構築
- (2) 学術集会及び研究会並びに講演会の設置、運営、開催
- (3) 美容福祉に関する学会誌その他の刊行物の発行及び公表
- (4) 美容福祉師資格認定制度の運営
- (5) 美容福祉師の教育及び養成
- (6) 美容福祉に関する相談及び助言
- (7) 介護関連施設等での美容福祉師によるサービスの提供
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 6 条 当法人は、理事会、監事を置く。

第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 20 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して 2 年以上されなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、

一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、理事長が議事録を作成する。

2 理事長は、前項の議事録に署名又は記名押印

する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 理事会は、必要のあるときは、副理事長の中から代表理事1名を選定することができる。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、社員総会の決議を経て、支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること
その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉理事長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉理事長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長及び顧問の職務)

第34条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程・規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、

理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

（委員会）

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

（設置等）

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附 則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第56条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第58条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

◇設立時理事

山野正義 山野愛子ジェーン 福島 清
鈴木長治 木川田典彌 戸田房子 佐藤典子
堀部美行 安藤高夫 佐野恒夫 濱田清吉
三宅政志公 原千恵子 飯塚保佑 奥山一成
木村康一

◇設立時代表理事

山野正義 (理事長)

山野愛子ジェーン (副理事長)

◇設立時監事

鈴木輝康 新藤アイ

(設立時社員の氏名及び住所)

第59条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野 正義

2 住所 東京都港区赤坂1丁目11番36号

氏名 山野愛子ジェーン

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(財産の継承)

第61条 日本美容福祉学会の財産は、一般社団法人日本美容福祉学会へ引き継がれるものとする。

以上、一般社団法人日本美容福祉学会の設立に際し、設立時社員山野正義及び山野愛子ジェーンの定款作成代理人である行政書士鈴木徹司は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成20年7月14日

設立時社員 山野 正義

同 山野 愛子ジェーン

上記代理人 行政書士 鈴木 徹司

特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会定款

(NPO全国介護美容福祉協会)

平成 4(2002)年 7 月 11 日＝内閣府認証、平成 4(2002)年 7 月 31 日＝登記完了、設立

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 全国介護美容福祉協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を渋谷区代々木 1 丁目 5 3 番 1 号に置く。

2 この法人は、前項のほか従たる事務所を神奈川県厚木市戸室 1 丁目 6 番地 7 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、理・美容室に来店困難な、寝たきり老人、障害者、福祉施設入所者、障害者施設入所者、病院入院患者等に対して訪問理・美容を行うとともに、そうした活動の安全性の向上を図るための普及啓発に関する事業を行い、もって地域の保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 高齢者、障害者等に対する訪問散髪のサービスの提供

② 訪問理・美容の安全性等の向上を図るための普及啓発事業

(2) 収益事業

① 訪問洗髪、セット、パーマ、ヘアダイ、エステ、化粧等のサービスの提供に関する事業

② 訪問理・美容に関する、機材・機具の販売、リース及びレンタル業

前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障ない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して、その活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下とする。

(2) 監事 1人以上3人以下とする。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、その業務を専掌する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し、不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨

げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任、又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金、会費の別

(8) 借入金、その事業年度内の収入をもって、償還する短期借入金を除く。第50条において

同じ。その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他、運営に関する重要事項
(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により、表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議事について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営

利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散す

る。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、学校法人山野学苑に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山野 正義
副理事長	山野 愛子ジェーン
理事	三宅 政志公
理事	中原 英臣
理事	田爪 正氣
理事	奥山 一成
監事	水野 敬二
監事	平尾 良雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、

第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 入会金 | 5,000円 |
| (2) 年会費 | 5,000円 |

一般社団法人 日本美容福祉学会 学会誌 Vol. 12

第 12 回学術集会 特集

テーマ

「その人らしい生き方と美容福祉」

2013 年 1 月 1 日 発行

〔発行責任者〕 山野 正義（理事長）
〔制作〕 北村 秀敏（事務局長）
〔編集〕 福島 清（理事）

〔表紙デザイン〕 南雲 由子（山野美容芸術短期大学）

★本学会誌の全ての論文・写真・イラストの無断転載はお断りします。

一般社団法人・日本美容福祉学会事務局
〒151-8539 東京都渋谷区代々木 1-53-1 山野学苑内
TEL:03-3379-0111(代) FAX:03-3370-0008
E-mail:info@bwgakkai.gr.jp
URL:http://www.bwgakkai.gr.jp